

哲学歴史学科 世界史コース

ドイツ帝国における多民族的ネーションの構想
——ハンス・デルブリュック『ポーランド人問題』の分析——

学部 文学部

卒業年度 2019 年度

学籍番号 A16LA044

かわべ りょう
河邊 凌

目次

はじめに.....	1
第1章 ドイツ帝国のポーランド人問題.....	8
第1節 ドイツ帝国成立以前のポーランド人問題	8
第2節 ビスマルク時代のポーランド人問題	11
第3節 ヴィルヘルム時代のポーランド人問題	15
第2章 「下から」のドイツ・ナショナリズムとポーランド人問題.....	22
第1節 帝政期以前のドイツ・ナショナリズムとポーランド人	22
第2節 帝政期自由主義者とポーランド人——マックス・ヴェーバーのポーランド人問題論	25
第3節 帝政期民族主義者とポーランド人——ドイツ・オストマルク協会の活動とその思想	31
第3章 ハンス・デルブリュックとポーランド人問題.....	39
第1節 ハンス・デルブリュックの政治思想	39
第2節 『ポーランド人問題』——構成と内容	45
第3節 ハンス・デルブリュックのドイツ・ナショナリズム	52
おわりに.....	57
註.....	60
参考資料.....	77
史料・参考文献一覧.....	81

はじめに

1871年に成立したドイツ帝国は、「ドイツ」の名を冠した初の国民国家として知られる¹。しかし、その一方で帝国は「国民国家として未完成」とも評される²。なぜならば、帝国は少数民族や国境の問題を、西部、北部、そして東部において抱えていたからである。そしてこれらは、ドイツ・ナショナリズムにとっての大きな問題であった。ドイツ帝国はその国民形成を推し進めるうえで、これらの問題に取り組まなくてはならなかったのである。

北部、西部、東部の3つの問題の中で最も重要視される³ドイツ帝国の東部にまつわる問題は、帝国の東部4州(ポーゼン州・ヴェストプロイセン州・オストプロイセン州・シュレージエン州)を中心とするものであった。これらの地域は「東部国境地域」を意味する「オストマルク(Ostmark)」とも呼ばれ、また多数のポーランド人が在住していた地域として知られている。ドイツ帝国内におけるポーランド人に関する問題は「ポーランド人問題(Polenfrage)」として、ドイツ政府やナショナリストたちにとっての大きな関心事であった。

軍事史家・政治評論家のハンス・デルブリュック(Hans Delbrück: 1848-1929)もまた、このポーランド人問題に関心を示したドイツ・ナショナリストの一人である。彼は雑誌『プロイセン年鑑

(*Preußische Jahrbücher*)』を中心に積極的に政治評論を行う中でポーランド人問題を取り扱っており、1894年には小冊子『ポーランド人問題(*Die Polenfrage*)』を出版している。そしてこのデルブリュックは、ポーランド人に対して宥和的ともとれる態度を示した保守主義者のドイツ・ナショナリストとして注目に値する。なぜならば、これは従来のドイツ・ナショナリズム研究において帝政期の右派を急進的なナショナリストと重なり合うものとして捉えてきた見解に一致しないからである⁴。

先行研究において、デルブリュックのポーランド人問題論やドイツ・ナショナリズムは詳細に検討されてこなかった⁵。そこで本論文は、デルブリュックのポーランド人問題論を『ポーランド人問題』の内容を分析することで解明し、彼のドイツ・ナショナリズムを明らかにすることを目的とする。これは、帝政期ポーランド人問題研究における「ドイツ東部＝ドイツ人対ポーランド人の闘争の場」と捉える見方と、保守主義者によるドイツ・ナショナリズムに対する従来の理解への批判を試みるものである。

ここでは本論に先立ち、先行研究の整理、「ナショナリズム」の定義、本論文の構成を示しておきたい。

ドイツ・ナショナリズム研究に大きな影響を与えているのは、ハインリヒ・アウグスト・ヴィンクラーによる「ドイツ・ナショナリ

ズムの機能転換」論である。ヴィンクラーは自由主義者の「解放」のための武器であったドイツ・ナショナリズムが政府や保守主義者による「抑圧」のための武器へと「転換」したと主張する⁶。このテーゼはポーランド人問題研究にも反映されている。それは例えば、1848年の革命時にそれまではポーランド再興を支持していたドイツ・ナショナリストの態度が反転したとする伊藤定良の主張の中に見出すことができる⁷。さらにここで注目したいのは、こうした研究は「ナショナリズムとは、第一義的には、政治的な単位と民族的な単位とが一致しなければならないと主張する一つの政治的原理である」とするアーネスト・ゲルナー⁸やネイションを言語に基づく「想像の共同体」と捉えるベネディクト・アンダーソン⁹のようなナショナリズム理解に基づいていることである。すなわちこれらの研究において、ナショナリズムは民族と国家の境界線の一致を目指す思想・運動として捉えられている。そして、このナショナリズム理解のもとでは、ドイツ東部はドイツ民族とポーランド民族による闘争の場として捉えられるのである。

2000年代以降のドイツ・ナショナリズム研究、ポーランド人問題研究はこうした見方に対して批判的である。今野元は帝政期左派自由主義者のドイツ・ナショナリズム研究¹⁰や「プロイセン愛国主義」を奉じたポーランド人貴族の研究¹¹を通じてこのような見方に

疑問を突き付けている。また近年注目されるようになった「ナショナルな無関心 (National Indifference)」¹²に関する研究は、ドイツ東部におけるドイツ人とポーランド人の「統合」¹³やオーバーシュレージエンにおいてドイツとポーランド、いずれのナショナリズムにも回収されなかった人々の存在¹⁴を明らかにしている。これらの研究はドイツ・ナショナリズムの多様性を解明するとともに、ナショナリズムの捉え方も変化させてきた。「国民国家」を形成する「ネイション」の境界線は、もはや「民族」や「エスニシティ」の境界線と必ずしも一致するものとして捉えられないのである。したがって、本論文もこの見解に従って論を進めていく。

ネイションと民族の境界線を一致するものとし、ナショナリズムを「民族単位と政治的単位を一致させようとする運動」として捉える傾向は、まさに本論文が扱う 19 世紀後半から広まったと考えられている。この現象を、佐藤成基は「ナショナリズムの民族化」と呼んでいる¹⁵。そしてこの「民族化」はポーランド人問題の中にも見出される。それはプロイセン＝ドイツ政府による対ポーランド人政策が帝政期には民族主義的な色彩を帯びていったことや、民族主義的なナショナリズムを掲げるドイツ・オストマルク協会(Der Deutsche Ostmarkenverein)の出現である。しかし、帝政期において「民族化」されていないナショナリズムが完全に失われたわけでは

ない。本論文が扱うデルブリュックのドイツ・ナショナリズムは、まさにこの「民族化」されていないナショナリズムの一つとして考えられるのである。

本論文では以上のことを踏まえ、3つのナショナリズム概念を用いたい¹⁶。この区分を行うことにより、ドイツ・ナショナリズムの多様で複雑な姿を整理して見通すことができると考えるためである。

1つ目は「広義のナショナリズム」である。これは単なるネイションへの積極的な支持を指す。これはすべてのナショナリズムに共通する、いわばナショナリズムの最低条件とすることができる。

2つ目は「広義の政治的ナショナリズム」である。これは1つの政治的な単位の中に複数の民族的な単位の存在も認めるものであり、ネイションにエスノ文化的な均質性を求めないナショナリズムである。これはデルブリュックのナショナリズムを理解するうえで重要となる。

3つ目は「狭義のナショナリズム」である。これはゲルナーが提示したような民族的な単位と政治的な単位の一一致を目指すナショナリズムであり、すなわち「民族化」したナショナリズムとすることができる。

3つのナショナリズム概念はそれぞれが独立しているのではな

く、「狭義のナショナリズム」は「広義の政治的ナショナリズム」の中に位置づけられ、さらに「広義の政治的ナショナリズム」は「広義のナショナリズム」の中に位置づけられる。

ポーランド人問題研究において伊藤が述べるところの「転換」はドイツ・ナショナリズムが「広義の政治的ナショナリズム」から「狭義のナショナリズム」へと変化したことを示している。しかし、デルブリュックのドイツ・ナショナリズムはこの「転換」にそぐわないものとして理解できる。なぜならば、デルブリュックは帝国の中でドイツ民族とポーランド民族がその民族性を維持したまま共存することを目指したからである。

したがってデルブリュックのポーランド人問題論を分析し、そのナショナリズムの内容を明らかにすることはドイツ・ナショナリズムの多様性・重層性を明らかにすることに寄与するものとなる。さらに、これはドイツ帝国における保守主義者が、オストマルク協会のような急進的な民族主義ナショナリズムに必ずしも与していなかったことも明らかにするものとなる。これは「左／右」の政治的スペクトルと「解放／抑圧」のナショナリズムの機能との関係の問題に関連することとなる。

では最後に、本論文の構成を示す。

第1章、第2章では、ドイツ帝国におけるポーランド人問題の状

況、ドイツ・ナショナリズムの動きを把握する。

第1章では、デルブリュックのポーランド人問題論を理解するための前提として、ドイツにおけるポーランド人問題の状況を主に政策の面から見ていく。その中で、政府の対ポーランド人政策が帝政期には民族主義的な「上から」のナショナリズムに傾倒していくことを確認する。

第2章では、ウィーン体制から第一次世界大戦開戦までの期間においてドイツ・ナショナリズムがポーランド人とどのように関わってきたのか、どのような視線を向けていたのかを見ていく。

第3章はデルブリュックのポーランド人問題論を、1894年の著作『ポーランド人問題』を分析することで明らかにする。そしてそこからデルブリュックのドイツ・ナショナリズムを浮き彫りにする。

「おわりに」では本論文のまとめとして、ドイツ・ナショナリズムの「民族化」とデルブリュックとの関係、政治的スペクトルとナショナリズムとの関係について最終的な考察を行う。

第1章 ドイツ帝国のポーランド人問題

本章ではウィーン体制から第一次世界大戦開戦までの期間におけるプロイセン及びドイツのポーランド人問題を、主に政策の面から確認する。その際、プロイセン及びドイツ政府の対ポーランド人政策が「宥和」と「抑圧」の間を揺れ動きつつも、特に帝国創設を機に「民族化」した「上から」のナショナリズムに従った政策となることに注目する。

第1節では1871年のドイツ帝国成立以前のプロイセンにおけるポーランド人問題を見ていく。第2節ではドイツ統一からビスマルク辞任までの期間におけるビスマルクの対ポーランド人政策を見ていく。第3節ではビスマルク辞任後から第一次世界大戦開戦までのポーランド人問題を、カプリーヴィの「宥和」政策からビューローの抑圧政策への転換に重点を置きながら見ていく。

第1節 ドイツ帝国成立以前のポーランド人問題

ウィーン体制当初におけるプロイセンのポーランド政策は、ポーランド民族の独自性を一定尊重することと引き換えに忠実なプロイセンの臣民となることを要求するものであった。ウィーン会議において再びポーランド人地域を領土に組み入れたプロイセンは、ポー

ゼンとプロムベルクを合併してポーゼン大公国(ポーゼン州)を設置し、一定程度の「自治」を認めた¹⁷。また、ここではポーランド語がドイツ語と並んで公用語とされたのである¹⁸。

1830年のワルシャワ11月蜂起はこのような「宥和」政策からの転換を引き起こした。蜂起自体はロシア領ポーランドで発生したものであるが、プロイセン領のポーランド人も多数が義勇兵として参加したのである¹⁹。こうしたポーランド人たちの行動とロシア領からの亡命者の流入はプロイセンのポーランド政策に転換を促すこととなり、プロイセンはポーゼン州総督(Oberpräsident)にエドゥアルト・ハインリヒ・フロットヴェル(Eduard Heinrich Flottwell)を任命する。このフロットヴェルの州総督就任に伴って、プロイセンのポーランド人「宥和」政策は「抑圧」へと転換していく。

フロットヴェルのポーランド人政策の狙いは、ポーランド・ナショナリズムの指導者層と目されたポーランド人貴族の抑圧と、プロイセンへの忠誠心を持つと考えられたポーランド人農民の強化によるポーゼン州のプロイセン国家への統合であった。行政におけるドイツ語の推進、ポーランド人大土地所有者からの土地の買収とドイツ人の入植などがポーランド人にとっては抑圧的なものとして評価される²⁰。しかしながら、これはドイツ帝国成立後に見られるようなドイツ・ナショナルな観点から「ゲルマン化」²¹を狙った政策で

はなく、プロイセンにおける「近代化」推進政策の一環であったことに留意しなくてはならない²²。

この「抑圧」政策は再び「宥和」政策へと立ち返ることとなる。その転機は1840年、フリードリヒ・ヴィルヘルム4世の王位継承であった。フリードリヒ・ヴィルヘルム4世はフロットヴェルを罷免し、植民政策を廃止した。そして教育や行政におけるポーランド語の使用を保証したのである²³。一方でプロイセン政府によるポーランド民族運動に対する取り締まりは厳しく行われ、1847年には254人のポーランド人が訴追されている²⁴。このようにポーランド人の民族運動に対しては厳しい態度が見られるものの、全体としてフロットヴェル期に見られたような「抑圧」的な措置は取り払われたのであり、フリードリヒ・ヴィルヘルム4世の時代は、伊藤が言うようにまさに「宥和」政策の復活であった²⁵。

この「宥和」を再度「抑圧」へと転じるきっかけとなったのは、1848年革命であった。革命が沈静化したのち、1849年に定められたプロイセン憲法からは「ポージェン大公国」の概念が消滅した。またこの地域に「特別の権利」を与えるとする従来の方針は否定されることとなったのである²⁶。

以上のように、19世紀初頭のヴィーン体制からドイツ統一に向かうまでのプロイセンにおける対ポーランド人政策は「宥和」と「抑

庄」の間を揺れながら進行していた。この際に注目すべきことは、ブルーベイカーが総括しているように 1848 年までのプロイセン政府の目標はポーランド人から忠実なプロイセンの臣民を創り出すことにあり、言うならば「ゲルマン化」ではなく「プロイセン化」を追求した点である²⁷。この時代には、ポーランド人をいかにゲルマン化するかという視点はプロイセン政府の方針にはなかった。あくまでポーランド人をどのようにプロイセン国家の中に位置づけ統合するか、どのように彼らの忠誠心を獲得するのが焦点となっていたのである。プロイセン政府の政策はこの時点ではまだ「民族化」していなかったと理解できる。

第 2 節 ビスマルク時代のポーランド人問題

オットー・フォン・ビスマルク (Otto von Bismarck) は史上初の「ドイツの国民国家」ドイツ帝国の創設に大きな貢献を果たした人物であるが、しかしすでに述べたようにこのドイツ帝国は「国民国家として未完成」であった。さらに宗教的な対立がドイツ国内では見られたのであり、この時代にはプロテスタントとカトリックの間での宗教紛争が再発していたとも言われるほどであった²⁸。このように、ドイツ帝国内部にはいくつもの分断線が引かれていたと言

うことができる。そのような状況を踏まえて、内政におけるビスマルクの課題は国民形成にあった。

ビスマルクが国民形成のためにとった手段は「負の統合」として知られている。ハンス＝ウルリヒ・ヴェーラーによれば、ビスマルクは中央党をはじめとするカトリック教徒、社会民主党をはじめとする社会主義者、そしてポーランド人といった帝国内の少数派を「帝国の敵」とすることによって残りの多数派を連帯させようとした²⁹。社会主義者鎮圧法やいわゆる文化闘争が主に「負の統合」の手段として数えられるものであるが、ここではポーランド人の大多数がカトリック教徒であったことに注目すべきである。すなわち、ビスマルクの対カトリック政策は同時に対ポーランド人政策であったとも考えられるのである³⁰。

ビスマルクによる対ポーランド人政策としては、主に教育における政策と土地における政策が挙げられる。

教育における対ポーランド人政策はまず文化闘争の一環として行われた。1872年に発効したプロイセン学校監督法は学校教育の中からカトリック教会の監督権を排除することを目的とする法律であるが、その狙いの一つとしてポーランド人聖職者の影響力を弱めることがあったとされる³¹。次に、1887年にはプロイセン文化相グスタフ・フォン・ゴスラー(Gustav von Goßler)が発した布告により、ポ

ーゼン州における初等学校でのポーランド語授業が排除されたことに注目したい。「最も活発でナショナリスティック」³²と評されるゴスラーは教育政策において積極的に反ポーランド人政策を打ち出した³³。

このゴスラーによる布告の前年、1886年はビスマルクによる対ポーランド人政策が頂点にあった時期である。これは、ドイツに移住しようとするポーランド人の越境禁止とすでにドイツに移住してきたポーランド人を対象とする国外追放とを命じる追放布告が前年から出されていたことに加え、東部への国内植民を促進すべく植民法が発令されたことに基づく。ビスマルクはこの時点までの「負の統合」諸政策で大きな成果を収めることができず、1886年までにはターゲットを2つ、すなわち社会主義者とポーランド人に集中することを決めていたとされる³⁴。

1880年代は東部における人口の問題、すなわちドイツ人の減少とポーランド人の増加³⁵が認識されつつあった時期であり、このドイツ人の「撤退」を国家が改善する努力が求められた³⁶。追放政策と植民政策はこの東部におけるナショナルな意味での人口問題に対処するための策である。

植民というアイデア自体はプロイセンで長く存在しており、その一例は前節で見たフロットヴェルによる植民政策に見られる。しか

しながらドイツ・ナショナルな目的で行われた国内植民は1886年が初めてのことであり、この背後にはドイツ人ナショナリストの動きがあった。ビスマルクによるポーランド人の追放に対して、1886年の帝国議会ではこれを非難する決議が採択されているが、この決議に対してビスマルクはプロイセン下院において採択されたアッヘンバッハ決議案をもって反撃している³⁷。このアッヘンバッハ決議案は教育と土地におけるプロイセン＝ドイツの政策を支持するものであり、ビスマルクの背後にはドイツ人ナショナリストの存在があったとすることができる。

このようにビスマルクは国民形成を図る政策の一環としてポーランド人抑圧政策を行ったのであるが、ここではビスマルクによる攻撃の対象がポーランド人の貴族と聖職者であり、その他の階層は対象とされていなかったことに注目すべきである。ビスマルクは一貫してポーランド・ナショナリズムの担い手を貴族と聖職者に見ており、彼らの影響力を取り除けばポーランド人民衆をドイツ帝国に統合できると考えていた³⁸。しかしながら、このビスマルクの想定が誤ったものであることは当時から確認されている。プロイセン＝ドイツ政府による迫害はむしろ、ポーランド人の「対抗ナショナリズム」を促進し、ポーランド人大衆をポーランド・ナショナリズムの担い手として成長させたことが指摘されている³⁹。

このようなビスマルクの対ポーランド人政策を「はじめに」で提示した3つのナショナリズム概念で整理するならば、ここには「広義の政治的ナショナリズム」と「狭義のナショナリズム」が混在していたとすることができる。ビスマルクはポーランド人問題を全ドイツ人と全ポーランド人による闘争とは捉えておらず、彼の目的は国家に対して敵対的なポーランド・ナショナリズムの排除にあった。ポーランド人大衆には忠実な帝国臣民であることを要求したのであり、この点は「広義の政治的ナショナリズム」の側面が見られる。その一方で、ビスマルクの背後には「狭義のナショナリズム」を推進するドイツ・ナショナリストたちがおり、ビスマルク自身も彼らへの一定程度の歩み寄りを見せている。次節で確認するようにドイツ帝国の対ポーランド人政策はビスマルク以後カプリーヴィを除いて「民族化」することとなるが、その片鱗はすでにビスマルクにおいて示されていたとすることができる。

第3節 ヴィルヘルム時代のポーランド人問題

ビスマルクの後継者であるレオ・フォン・カプリーヴィ(Leo von Caprivi)はいわゆる「新航路」政策、すなわちビスマルク時代の政策からの転換を行った。カプリーヴィの狙いはドイツ帝国を工業国

家にすることであった。その具体的な政策としては通商政策における保護貿易から自由貿易への転換が代表的である⁴⁰。そしてこのカプリーヴィの方向転換は内政にも見られるのであり、その中に対ポーランド人「宥和」政策も含まれるのである。

カプリーヴィの対ポーランド人政策には宗教政策、学校・教育政策、植民政策、追放政策の4つの点でビスマルク路線からの乖離が見られる⁴¹。まず宗教の領域では、1892年にポーランド党の穏健派指導者であるフローリアン・スタブレフスキ(Florian Stablewski)をグネーゼン＝ポーゼン大司教に任命した。次に、学校と教育の領域ではポーランド語による宗教授業が許可された。3点目として植民政策では、ポーランド人の土地銀行や協同組合を財政的に援助し、ポーランド人入植者による地代農場取得が認められたことが挙げられる。最後に、追放政策においては外国籍ポーランド人の東部への流入が再度開放された⁴²。

カプリーヴィがこのような「宥和」政策を行った理由としては、議会におけるポーランド党の動向に気を配らなければならなかったことが大きい。ビスマルク時代に形成された保守政党と国民自由党による「カルテル」⁴³が通商政策に対する保守政党の反発により分裂状態となり、カプリーヴィは議会における安定した多数派の支持を失った。1893年の選挙で19議席を得たポーランド党⁴⁴を懐柔す

るためにも、従来のビスマルク「抑圧」路線からの転換がなされたのである。加えて、こうした「宥和」路線はビスマルク政治からの脱却をアピールするうえでも効果的になりえた⁴⁵。

このカプリーヴィによる「宥和」路線は、カプリーヴィ以後には破棄されることもあり、ポーランド人問題に本質的な変化をもたらさなかったとも言われる⁴⁶。しかしながら、このカプリーヴィ期の変化がドイツ・ナショナリストたちに与えた影響は注目すべきである。第2章で見るが、ドイツ・オストマルク協会はカプリーヴィへの抵抗の声を上げるべく生まれた団体である。一方、第3章で確認するようにデルブリュックはこのカプリーヴィの政策を見込みあるものとして支持している。このようにカプリーヴィの対ポーランド人「宥和」政策は多方面に影響を及ぼした路線変更であり、その後の対ポーランド人政策に大きな影響を与えずとも、ポーランド人問題を取り巻く状況に大きな変化をもたらしたとすることができる。

しかし、カプリーヴィは結局 1894 年に皇帝によって罷免されることとなり、対ポーランド人政策は 1900 年に帝国宰相に就任するベルンハルト・フォン・ビューロー(Bernhard von Bülow)のもとでの徹底したゲルマン化政策へ向かって再度転換することとなる。

ここで、ビューロー就任以前からあった動きとして、プロイセン財務大臣ヨハネス・フォン・ミーケル(Johannes von Miquel)主導の

「向上政策(Hebungspolitik)」に触れておく。これは東部国境地域におけるドイツ文化の促進を狙った諸政策を指すものであり、大学などの教育機関、図書館、劇場、鉄道などへの政府による資金提供といったことがその具体的な内容となる。マーク・ティルスによれば、政府はこうした文化的なインフラをゲルマン化の手段として利用したのである⁴⁷。このように、カプリーヴィ退陣後からすでにポーランド人政策は「抑圧」の方針に戻りつつあったと言える。

3代目の帝国宰相クロートヴィヒ・ツー・ホーエンローエ＝シリングスフルスト(Chlodwig zu Hohenlohe-Schillingsfürst)が引退したのち、1900年にビューローは帝国宰相に就任した。ビューローを「抑圧」的な対ポーランド人政策へと向かわせることになったのは1901年のヴレッシェン事件である。これは宗教授業へのドイツ語導入に反対したポーランド人の学校ストライキであり、政府はここから教育の場におけるさらなるゲルマン化の必要性をくみ取った。それだけではなく、ドイツ人カトリック聖職者の多くがポーランド人の側に立ったことはさらなる国民統合をビューローに行わせることとなった⁴⁸。

ビューローは学校を含む言語における領域と土地における領域とでゲルマン化政策を実行した。その中でも特に対ポーランド人を目的として制定されたと見られる法律として、ともに1908年に制定

された「帝国結社法(Vereinsgesetz)」と「ドイツ民族強化のための措置に関する法律(Gesetz über Maßnahmen zur Stärkung des Deutschtums)」、いわゆるプロイセン土地収用法が挙げられる⁴⁹。

帝国結社法は第1条において「すべての帝国国民は、刑法に反しない目的で結社を作り、集まる権利を有する」と規定するなど進歩的な側面を持ち合わせる一方で、第12条では「公的な集会における討論はドイツ語で行われなくてはならない」としている⁵⁰。この第12条の標的がポーランド人であることはすでに指摘されている⁵¹。これは先述の学校ストライキを含めたポーランド人による政府への抗議活動、民族運動を妨害するための措置であった⁵²。

プロイセン土地収用法は第13条において「国家には、危険にさらされたドイツ民族の保護が植民によってドイツ人の居住地を強化、整理すること以外では不可能であると考えられる地区において、このために必要な土地を7万ヘクタールまで、必要ならば土地収用の方法で獲得できる権利が与えられる」としている⁵³。これは完全な「例外法」であり、ヴェーラーによれば「このひどい憲法違反は、『法治国家』の保証がいかに広範に民族闘争において無効にされていたかを明るみに出した」⁵⁴のである。また加藤房雄は、土地収用のための資金調達に国債ないし大蔵省証券の発行が認められていた事実から、ドイツ国家が広く国民に金銭上の債務を設定するこ

とすら厭わない姿勢であったことを指摘している⁵⁵。この土地収用法はビューローの時代には適用されることがなく、後継のテオバルト・フォン・ベートマン＝ホルヴェーク(Theobald von Bethmann Hollweg)政権時代の1912年に4人のポーランド人地主に対して土地収用が行われたただけであった。しかしながら同法の重要性は実際にどれほどの土地が収用されたかよりも、そもそも制定されたこと自体に、そして実際に権利が行使されたことに求められるのである⁵⁶。

このようにビューローは非常に抑圧的な対ポーランド人政策を行い、ドイツ帝国におけるさらなる国民統合を目指した。ビューローの時代は、ドイツ帝国において民族主義的な観点からの対ポーランド人政策が最も激しく行われた時代であったとすることができる。

以上のようなカプリーヴィ時代を除くヴィルヘルム期の対ポーランド人政策を特徴づけているのは、民族主義的、「狭義のナショナリズム」的な発想の台頭である。ビューローは民族主義的なナショナリズムに呼応し、いわば「ドイツ民族のドイツ帝国」を目指してゲルマン化政策を推進した。ビューローは「ドイツ民族対ポーランド民族」という図式で帝国におけるポーランド人問題を理解していたのである⁵⁷。ビューローはポーランド紙『ジェンニク・ベルリンスキ(*Dziennik Berliński*)』の紙上で「小ビスマルク」と呼ばれたが

58、対ポーランド人政策の苛烈さではビスマルク以上に民族主義的であり、闘争的であったとすることができる。ドイツ帝国の対ポーランド人政策は、ビューローの時代には完全に「民族化」したナショナリズムに従ったものになっていたのである。

本章では、19世紀から20世紀初頭を通じたプロイセン＝ドイツによる対ポーランド人政策の変遷を中心に、ポーランド人問題の状況を確認してきた。対ポーランド人政策の目標が「民族化」したナショナリズムに従い始めるのはビスマルク以後のことであり、それはとりわけビューローの時代において非常に進展したと総括できる。プロイセン＝ドイツに対する忠誠心を呼び起こそうとする「広義の政治的ナショナリズム」に基づく政策は、ビューローの時代には「ドイツ民族のドイツ帝国」を求めゲルマン化を目標とする「狭義のナショナリズム」に基づくものへと変化したのである。

では、以上のような政策の変遷に対して、ドイツ・ナショナリストはどのような反応ないし政策に対する要求をしてきたのか。次章では本章で見てきた期間と同時期のドイツ・ナショナリズムの動きを確認していく。

第2章 「下から」のドイツ・ナショナリズムとポーランド人問題

本章では、19世紀前半から第一次世界大戦開戦までの期間において、「下から」のドイツ・ナショナリズムがポーランド人とどのように関わってきたのかを見ていく。この際、「下から」のドイツ・ナショナリズムにおける「民族化」がどのように起こり、ポーランド人問題においてどのような影響を及ぼしたのかを先行研究に基づいて明らかにする。

第1節 帝政期以前のドイツ・ナショナリズムとポーランド人

本節ではドイツ帝国成立以前のドイツ・ナショナリストとポーランド人の関わりを見ていく。この際、1848年革命におけるドイツ・ナショナリズムの「転換」と呼ばれる現象に特に注目する。

ウィーン体制下でのドイツ・ナショナリズムは、反体制の思想および運動として理解される⁵⁹。それは「自由と統一」を求め、旧来の秩序に固執する君主や貴族に対する「下から」の抗議運動である。1800年ごろには文化的な単位として強調され始めたと言われる「ドイツ人」⁶⁰の国民主権と国民国家としての政治的統一を求める運動は、必然的にウィーン体制の理念との対立を招くものであった。このような19世紀前半のドイツ・ナショナリズムは「解放」

的な性質を色濃く有し、自由主義者や共和主義者が積極的に支持した思想・運動として理解されるのである⁶¹。

このドイツ・ナショナリズムとポーランド人問題との関わりを示す現象として、ワルシャワ 11 月蜂起への連帯に注目したい。これにプロイセン領のポーランド人が参加したことは前述した通りであるが、この蜂起は全ヨーロッパ規模での反動に対する抗議の意味をもつとして広くヨーロッパ諸国からも支援が行われた。ドイツ諸邦はこの国際的な連帯の中心をなし、「ポーランド熱」と呼ばれるポーランド人解放への共感が広がっていた⁶²。また文化の領域においても「ポーランド詩」と呼ばれるジャンルが流行する⁶³など、ポーランド人への連帯感情がドイツ・ナショナリズムの中にあっただと言える。このポーランド熱はワルシャワ蜂起が失敗したのちもなお残ったのであり、それを示す現象としては 1832 年のハンバッハ祭が挙げられる⁶⁴。

1848 年革命において、このようなドイツ・ナショナリズムは「転換」したとされる。フランクフルト国民議会におけるポーランド議論がこの「転換」を示していると考えられる。そこでは、ポーランド解放派とそれに反対する「民族エゴイズム」派とが討論を行った。前者を代表するローベルト・ブルーム(Robert Blum)がドイツ人の権利を求める者はポーランド人の権利も擁護すべきとしてポーラ

ンド復活を支持したのに対して、後者を代表するヴィルヘルム・ヨルダン(Wilhelm Jordan)はフリードリヒ大王によるポーランド分割を「鋤による征服」として正当化し、ドイツの国民的利害のためにポーランドの復活に反対した⁶⁵。このヨルダンによる演説がポーランド議論の方向性を決定づけたとされる⁶⁶。このように、1848年革命は伊藤に沿えばドイツ・ナショナリズムの転換点として位置づけられるのである⁶⁷。

この「転換」を経た後のドイツ・ナショナリズムの代表として、ここでは作家グスタフ・フライターク(Gustav Freytag)と歴史家ハインリヒ・フォン・トライチュケ(Heinrich von Treitschke)を見ておく。フライタークは著作『貸方と借方(*Soll und Haben*)』において「文化的に優れた」ドイツ人と「劣った」ポーランド人という文化勾配論⁶⁸を展開し、ドイツ人によるポーランド人の支配を正当化したとされるのであり⁶⁹、ここには明確に東欧への「文化の担い手(Kulturträger)」⁷⁰としてのドイツ人像が反映されていると見なされている。

また、フライタークとの親交もあったトライチュケは1862年の著作『ドイツ騎士団国家プロイセン(*Das deutsche Ordensland Preußen*)』において、社会ダーウィニズム的な発想を取り入れることでこのフライタークの主張をより攻撃的なものに仕上げたとされる

71。ドイツと東方との間での文化勾配論は、歴史的使命を持つドイツ人は東方を支配しなくてはならないとする「東方運動(Drang nach Osten)」イデオロギーとしてここに結実し、帝政期の民族主義ナショナリズムに受け継がれることとなる。

以上のように、ドイツ帝国成立以前のドイツ・ナショナリズムはポーランド人問題において1848年革命を機に「転換」したと見なされている。それは、ポーランド復活支持からドイツの国民的利害を優先するためのポーランド支配の正当化へという論調の変化の中に見出すことができる。伊藤はこの「転換」をポーランド人問題の中に見出したが、ヴィンクラーはナショナリズムが自由主義者の手から保守主義者の手へと渡り「抑圧」のための武器となったとし、これを「転換」としている⁷²。しかしながら、ドイツ・ナショナリズムはドイツ帝国成立後も完全に「解放」的な機能を失っていたわけではない。これについては第2節で見ていくこととする。

第2節 帝政期自由主義者とポーランド人——マックス・ヴェーバーのポーランド人問題論

第1節では主に19世紀前半の「下から」のドイツ・ナショナリズムに焦点を当て、ポーランド人への態度がどのように変化してき

たのかを見てきた。また、そのような変化も含めてドイツ・ナショナリズムの「転換」が主張されていることを確認した。しかしながらこのドイツ・ナショナリズムの「転換」論に対する批判もまた試みられている。

本節では、マックス・ヴェーバー(Max Weber)のポーランド人問題論を見ることによって、帝政期においてもナショナリズムが「解放」的な機能を発揮しうるものであったことを明らかにする⁷³。ここでは、ヴェーバー『政治論集(*Gesammelte Politische Schriften*)』に収録されている「国民国家と経済政策(*Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik*)」を中心にヴェーバーのポーランド人問題論を見ていく。

「国民国家と経済政策」は、ヴェーバーが1895年5月に行った教授就任講演に加筆を施して出版したものである。この講演の目的は「民族間にみられる生理的・心理的な人種的差異⁷⁴が経済上の生存闘争において果たす役割というものを、一つの例によって示すこと」と「民族的な基礎に根ざした国家が経済政策において占めるべき位置」について考えることとされる⁷⁵。この講演で取り上げる事例として、ヴェーバーはヴェストプロイセン州におけるドイツ人とポーランド人の「経済上の生存闘争」を選択している。

ヴェーバーがまず行うのはヴェストプロイセン州の状況確認であ

る。ヴェーバーによれば、1860年代以降、ポーランド人がドイツ東部に押し寄せてきているのであり、人口的に見てドイツ人の減少とポーランド人の増加とが見受けられる。東部においては多数派のポーランド人によってドイツ人カトリックが「吸収」されているのであり、またそれと同時に東部の「文化水準⁷⁶の低い地域」へとポーランド人が集まり、一方でドイツ人は立ち退く現象が見られるとされる。この現象の要因としては、ドイツ人に比べてポーランド人は物質的、精神的に生活要求が低いことが挙げられている⁷⁷。ここには、東部における当時のドイツ人のポーランド人に対する「劣勢」の認識と、「文化の高い」ドイツ人と「文化の低い」ポーランド人との対比が見られる。

ヴェーバーは上のような状況確認から、なぜ文化的に優れたドイツ人が劣ったポーランド人に敗北するのかという問いについて考察し、次のような結論を導き出す。「およそ諸力の自由な展開の中で行なわれる淘汰においては、われわれのうちの楽観論者の予想に反して、経済発展のうえで抜きんできた民族あるいは経済上の才覚に秀でた民族が、いつも勝ち残るとはかぎらないのである。」⁷⁸ポーランド人は民族的には劣っているが、それ故にドイツ東部における闘争では優位に立つことができた、というのがヴェーバーの結論であった。

ヴェーバーはこのような認識から、2つの政策を要求する。それは、東部国境の閉鎖と国家による土地の組織的な買い上げである。これらはビスマルクが1880年代に行ってきた政策の続行と強化を要求するものであり、またカプリーヴィ「新航路」政策への批判であった⁷⁹。

ヴェーバーは次に、ポーランド人を安価な労働力としてドイツ東部に招き入れているユンカーを批判する。「ユンカーの仕事は終わった」のであり、国家の政策によってユンカーの「昔の社会的性格を取り戻させることはもうできない」のである⁸⁰。そして「私は市民階級の一員である」と宣言したヴェーバーは、ユンカーに代わる政治の担い手として成熟しなくてはならなかったはずの市民階級を批判する⁸¹。ヴェーバーは「現状の脅威は、市民的諸階級が国民の権力利害の担い手として影を薄くしつつあるように見えるのに、労働者層がこれに代わる成熟度を示し始めていないところにある」と述べ、市民階級と労働者階級を国民的に統一するための社会政策を要求し、この講演を締めくくっている⁸²。

以上のようなヴェーバーのポーランド人問題論はポーランド人農業労働者の排除を掲げるものであるが、それはドイツ東部の「文化」水準を守るという目的を持つと同時に、安価な労働力としてポーランド人を雇うユンカーへの攻撃の手段でもあった。今野が指摘

するように、これはドイツ・ナショナリズムと「解放」的な内政改革志向の結合という点で帝政期における「左」のナショナリズムであった⁸³。

ヴェーバーは1890年代には上のようなポーランド人問題論を掲げていたが、しかし20世紀に入るとその内容は変化していく。1905年に発生したロシア革命がその契機である。従来から「ロシアの脅威」を意識していたヴェーバーは、革命以後ロシア政治分析に取り組む中でロシアの自由主義者に注目する。その中でヴェーバーは「文化的自治」の概念を知るのである⁸⁴。

ヴェーバーの興味を惹いた「文化的自治」とは少数民族に対して言語面での自由を認めるものである。これをヴェーバーは多民族国家における統合維持の手法として見なしていた⁸⁵。ヴェーバーは1908年の時点でドイツ国内のポーランド人に「文化的自治」を付与する発想を抱いていたのであるが、これはロシアとの対決に至った場合にポーランド人がドイツ側に与することを意図しての配慮であったとされる⁸⁶。その後実際にロシアと対決することとなった第一次世界大戦中にも、プロイセンの内政におけるポーランド人抑圧政策がドイツ帝国の外政状況と食い違っていることをヴェーバーは指摘している⁸⁷。

このようにヴェーバーのポーランド人問題論は宥和的なものに変

化したかのように見えるが、しかしながら 1890 年代の「文化」勾配論も維持され続けたことには留意しなくてはならない⁸⁸。あくまでヴェーバーのポーランド人に対する宥和的な態度はドイツ帝国の利益を求めてのものであった。

以上のようなヴェーバーのポーランド人問題論に見出される「左」のナショナリズムについて、今野は 3 つの発現形態に整理している⁸⁹。第一に、これは保守陣営攻撃の理論的武器としてのドイツ・ナショナリズムである。第二に、これはロシアへの警戒と結合したドイツ・ナショナリズムである。そして第三に、これは「文化」水準の低い人間に対する批判的姿勢と共鳴関係にあるドイツ・ナショナリズムである。これはドイツ・ナショナリズムの「左」から「右」への転換論では捉えきれないものであり、したがって転換論は必ずしも妥当であるとは見なされえないということを今野は明らかにしている。

では、本論文で定義した 3 つのナショナリズム概念でヴェーバーを整理するとどのような姿が見えてくるのか。ヴェーバーは 1895 年の時点ではドイツ帝国を「民族的な基礎に根ざした国家」としており、この点では「狭義のナショナリズム」に近いと考えられる。しかしながら 1917 年には、「民族というものは 1、軍事的安全保障、2、経済的同質性と並んでのみ、政治的境界の確定によって

基準となりうる」と述べ、さらに「民族の境界がまた、東部においては両方の民族がいくんで居住しているために、まったく見きわめがたい」としている⁹⁰。1895年の時点で「国家理性」を「究極の価値基準」としていたヴェーバーにとって優先されるべきは民族よりも国家であり⁹¹、その点から、また現実的な点からも、必ずしも「狭義のナショナリズム」を追求するドイツ・ナショナリストではなかったとすることができる。

本節では、今野の成果に依拠し、帝政期における「左」のナショナリストとしてのマックス・ヴェーバーを見てきた。これは確かにヴィンクラーのテーゼに対する反証であった。しかしナショナリズムの「民族化」という観点から見たとき、ヴェーバーのナショナリズムが「民族化」以前のものと同じであるとは言えない。では、帝政期右派のナショナリズムはどのようなものであったのか。次節では右派に数えられるナショナリスト団体の一つ、ドイツ・オストマルク協会のポーランド人問題論を確認する。

第3節 帝政期民族主義者とポーランド人——ドイツ・オストマルク協会の活動とその思想

本節ではポーランド人問題を専門に扱うドイツ・ナショナリスト

の団体、ドイツ・オストマルク協会の活動と思想がどのようなものであったのかを見ていく。第1章で示したように、ビスマルク退陣後のドイツ帝国はカプリーヴィ期を除き、民族主義的な発想を対ポーランド人政策に取り入れていった。しかしながらこの時代には、このような「上から」のナショナリズムのみならず「下から」のナショナリズムによっても対ポーランド人ドイツ・ナショナリズムが形成されていた。このオストマルク協会もまた「下から」のナショナリズムの中に位置づけられる団体である。

オストマルク協会の前身にあたる「オストマルクにおけるドイツ民族促進のための協会(Der Verein zur Förderung des Deutschstums in den Ostmarken)」は1894年に設立された(1899年に「ドイツ・オストマルク協会」に改名)。協会設立のきっかけはカプリーヴィによる抑圧的なポーランド人政策からの路線変更とドイツ東部におけるポーランド人の増加であった⁹²。協会設立にあたって指導的な役割を果たしたのは「三巨頭」とも呼ばれるフェルディナント・フォン・ハンゼマン(Ferdinand von Hanseemann)、ヘルマン・ケンネマン(Hermann Kennemann)、ハインリヒ・フォン・ティーデマン(Heinrich von Tiedemann)の3名であり、彼らの頭文字(H・K・T)から、協会及び協会のメンバーは「ハカティスト(Hakatisten)」と呼ばれた⁹³。

協会設立の目的はポーランド民族を攻撃するためではなく、あくまでドイツ民族を守るためにあるとされており、防衛のための支援団体という自己理解であった⁹⁴。

協会のメンバー数は1895年4月の時点で約1万1000人であったのが、1905年から1906年には約4万500人、1913年には約5万5000人であった⁹⁵。これは1908年の時点で約100万人を集めていたドイツ艦隊協会(Deutscher Flotten-Verein)⁹⁶や約29万人を集めていた農業者同盟(Bund der Landwirte)⁹⁷に比べると少ない。しかしながら、協会がドイツ東部という限られた地域を専門とする団体であったことや次に見る協会メンバーの社会的構成を考慮すると、必ずしも協会の影響力が低いものであったとすることはできない。

その社会的構成については、設立段階ではメンバーの約60%が大土地所有者であった⁹⁸。しかしながらこの数は徐々に減少し、世紀転換期以後は約10%程度にまで落ち込んでいる⁹⁹。それに代わって数を伸ばしたのは公務員であり、1898年には公務員が最も重要な社会的グループと目されるようになる¹⁰⁰。世紀転換期以後には公務員、教師、そして将校が協会メンバーの約50%を占めるようになった¹⁰¹。また、注目すべき協会への参加者として学者たちがいる。経済学者のグスタフ・フォン・シュモラー(Gustav von Schmoller)、歴史家のトライチュケ、ディートリヒ・シェーファー(Dietrich

Schäfer)やオットー・ヘツチュ(Otto Hoetzsch)¹⁰²、社会学者マックス・ヴェーバー¹⁰³などが協会のメンバーとして挙げられるのであり、こうした学者たちが協会のプロパガンダ活動に関与していた¹⁰⁴。大土地所有者や公務員、学者とは対照的に、商人や営業主が協会へ参加することは稀であった。主にそれは経済的な事情によるものである¹⁰⁵。

オストマルク協会の具体的な活動としては、出版活動、政府への請願、植民活動、オストマルク旅行の主催、社交的な催し、労働仲介、ボイコットの促進、文化的活動などが挙げられる。その中で協会自体が最も力を入れていたのは、植民活動である¹⁰⁶。協会は政府や植民委員会¹⁰⁷に植民活動の強化を呼びかけ、それは時には批判も伴うものであった¹⁰⁸。

協会はドイツ東部におけるドイツ文化の促進を目的とする活動も行った。その一例としては、民族図書館(Volksbibliothek)の設立と支援が挙げられる。協会はヴェストプロイセン州とその隣のポンメルン州に 201 の図書館を設立し、約 8 万 2000 冊の本を寄付している¹⁰⁹。

そして協会の活動の中で最も重視すべきであるのはプロパガンダ活動である¹¹⁰。協会のプロパガンダ活動は内向きの活動と外向きの活動とに分けられる。内向きの活動の中心は協会の雑誌『オストマ

ルク(*Ostmark*)』であり、これによってメンバーに協会の活動に関する情報や政治的な構想を伝えることができた¹¹¹。外向きの活動は帝国内の非メンバーの住民に影響力を与えることを目的としており、新聞への記事の掲載やパンフレットの出版などが中心であった¹¹²。

このように、オストマルク協会は出版物を通じて内外へとそのイデオロギーを発信した。次に協会のナショナリズムやイデオロギーについて、その内容を見ていく。

オストマルク協会にとっての「ネーション」は「文化ネーション(Kulturnation)」であり¹¹³、また「国民国家(Nationalstaat)」はヘルダー的な意味で組織された言語共同体であるとされている¹¹⁴。協会はそれ故言語を非常に重視しており、設立者の一人であるティーデマンは「ナショナルリティは言語に従う」¹¹⁵「血ではなく、言語がナショナルリティを決定する」¹¹⁶と述べている。そこから協会の目標はドイツ文化によるポーランド人の吸収とされたのであり、後のナチズム的な、血統主義的な意味での「ゲルマン化」はその関心事ではなかった¹¹⁷。

協会はまた、トライチュケを生みの親とする「東方運動」イデオロギーの担い手であった。協会は、ドイツ人が「歴史的権利」を有するドイツ東部を「ポーランド人の脅威」から守ること、そして東

部がドイツ人の支配下に置かれることをその基本的な主張としていたのである¹¹⁸。

以上のようなオストマルク協会のナショナリズムを「はじめに」で定義した3つのナショナリズム概念で整理するならば、「狭義のナショナリズム」とほぼ重なるということができる。協会が目指したドイツ国家は「ドイツ民族のドイツ国家」であった。ただし、ここでの「ドイツ民族」は必ずしも閉じられた概念ではなかった。ドイツ東部のポーランド人は言語を学び、ドイツ文化を受け入れることによって「ゲルマン化」されることも不可能ではないとされていたのである¹¹⁹。こうした観点から協会はプロイセン＝ドイツ政府による「民族化」した対ポーランド政策を「下から」支持した。

本章では、ドイツ・ナショナリズムがポーランド人問題に対してどのように向き合っていたのかを見てきた。帝政期には「左」から「右」への転換を果たしたとされるドイツ・ナショナリズムであったが、実際にはドイツ帝国成立後にも「左」のナショナリズムは存在していた。それは確かに、リベラル・デモクラシーの支持、ユンカー批判という点で「解放」的な機能を発揮するものであった。しかしながら、これまで明らかにされてきた帝政期の「左」と「右」

のナショナリズムをポーランド人問題論という観点から比較した時、そこには共通点が見出される。それはすなわち、1890年代のヴェーバーもオストマルク協会も、ポーランド人に対しては抑圧的な論理を用いていたことである。ヴェーバーが、実際の活動にはおそらく関与していなかったとはいえ協会のメンバーであったことなどからも、ポーランド人問題に対する両者の立場の類似性が示されている。この観点からすれば、ナショナリズムにおいて他の民族を包摂するか迫害するかということについて考える際、左／右の区分はあまり意味をなさないものであるとすることができる。

一方で、1905年以後のヴェーバーによるポーランド人への「文化的自治」付与論や、ポーランド人問題よりマクロな範囲ではフリードリヒ・ナウマン(Friedrich Naumann)の「中欧」論¹²⁰がヴィルヘルム期ドイツ・ナショナリズムにおける「広義の政治的ナショナリズム」の可能性を示している。「民族化」されていないナショナリズムは、ポーランド人に対して必ずしも抑圧的な態度を示したわけではなかった。ヴェーバーとナウマンは自由主義左派に位置づけられるが、では右派においては「広義の政治的ナショナリズム」は見られないのか。

次章では、デルブリュックのポーランド人問題論への分析を通じて、保守主義的な「広義の政治的ナショナリズム」を明らかにす

る。

第3章 ハンス・デルブリュックとポーランド人問題

本章では、デルブリュック『ポーランド人問題』の分析を通じて彼のドイツ・ナショナリズムを明らかにする。そして、これを保守主義的な「広義の政治的ナショナリズム」として位置づけたい。

第1節 ハンス・デルブリュックの政治思想

本節では『ポーランド人問題』の分析に先立って、「ヴィルヘルム期の批判者」¹²¹デルブリュックがどのような政治思想を有していたのかを見ていく。

まずデルブリュックの経歴を確認したい。デルブリュックは1848年11月11日リューゲン島ベルゲンに生まれる。デルブリュック家はプロイセン及びドイツの政治において、重要な立ち位置を占める家系であった¹²²。父親は裁判官を経て控訴院判事を務めた人物である¹²³。母親は哲学教授レオポルト・フォン・ヘニング(Leopold von Henning)の娘であり、ヘニングが専門としていたヘーゲル哲学の影響がデルブリュックに見られるとされている¹²⁴。デルブリュックはハイデルベルク、グライフスヴァルト、ボンで歴史学を学び、ハインリヒ・フォン・ジーベル(Heinrich von Sybel)のもとで1873年に博士号を授与された。デルブリュックが専門としたのは軍事史であ

るが、彼はこれを一般史の全体的把握に不可欠と認識し、軍事史を学界や大学の歴史家の中に統合することを目的としていた¹²⁵。デルブリュックは、プロイセン改革において軍制改革を行った陸軍元帥ナイトハルト・フォン・グナイゼナウ(Neidhardt von Gneisenau)を扱った教授資格論文を1881年には完成させていたが、ベルリン大学に招聘され大学でのポストを得たのは1896年のことであった。教授資格論文の完成から招聘までの期間が大きく開いた原因の一つとして、軍事史が正規の歴史学からは外れた、いわば「アウトサイダー」の領域にあると見なされていたことが指摘されている¹²⁶。

デルブリュックはこの大学招聘までの間、政治的な活動に力を入れていた。彼は自由保守党(帝国党)¹²⁷の議員として、1882年から85年まではプロイセン邦議会議員を、そして1884年から90年までは帝国議会議員を務めた¹²⁸。彼はこのように政治の実践的な領域でも活動していたが、リュートケによれば、デルブリュックはこの議員時代を「政治的営為の本質のための修業期間」として見ていた¹²⁹。この政治に対する姿勢にデルブリュックの特徴が見られる。彼は「職業政治家」ではなく、あくまで「政治の中にいる学者」であろうとしたのである¹³⁰。

デルブリュックはこのような認識から、ジャーナリズムや政治評論での活動を積極的に行っていた。1882年には雑誌『政治週報

(*Politische Wochenschrift*)』を発行し始めたが、しかしこれは失敗し一年で廃刊となる¹³¹。デルブリュックが帝政期に政治評論を展開したのは、雑誌『プロイセン年鑑』が中心であった¹³²。デルブリュックは『プロイセン年鑑』内の「政治通信(Politische Korrespondenz)」を執筆し、帝国の政治や社会問題への評論を世間に発表したのである。この『プロイセン年鑑』は政治、歴史、文学などを扱う月刊誌であり、ティメによれば、これは政治学問的な雑誌の中で、『グレンツボートン(*Grenzboten*)』と並んで最も重要な文献である¹³³。発行部数は約 2000 部と多くはないものの、保守の政治指導者層から注目を集めた雑誌であるために社会的な影響力を一定程度有していたと考えられるためである¹³⁴。

では、デルブリュックはどのような見地から政治評論を行っていたのか。ティメによれば、彼の政治的目標は「自由主義の真の内容を保持するなかでの社会政策的な立法とすべての改革から追い出された反動的な要求の拒絶」である¹³⁵。デルブリュック自身は「保守主義者であり自由を志向する人間」を自称していた¹³⁶。デルブリュックの保守主義は「啓蒙された保守主義(*aufgeklärten Konservatismus*)」とも呼ばれるものであり¹³⁷、それは教養を有するエリートが政治指導をすべきという保守思想であった。デルブリュックはビスマルク的な立憲主義の支持者であり、決して民主主義者

ではなかった¹³⁸。また、デルブリュックは「教養(Bildung)」の中に純粋な、真の国家利害が代表されていると見ており、それ故学問と官僚主義を重視したのである¹³⁹。

デルブリュックは国家利益を第一とする観点から、利害政党や階級政治に対して批判的であった。彼が保守主義者を自認しつつも保守党に加わることがなかった一因は、ヴィルヘルム期に保守党がユンカーや大土地所有者の関心を優先する「利害政党」へと変化したことにあると見られている¹⁴⁰。またデルブリュックは反カトリシズム、反社会主義でもあった¹⁴¹。社会問題に強い関心を抱き、福祉を非常に重視していたデルブリュックであるが¹⁴²、彼にとってプロレタリアートは社会の主体である上流階級の支配における客体に過ぎなかった¹⁴³。反階級利害、反民主主義、反議会主義、反カトリシズム、反社会主義を掲げるデルブリュックはつまり、帝政期における主要な政党のいずれに対しても距離を取っていたのである。

またデルブリュックを保守党から遠ざけた別の要因として、急進的なナショナリズムに対する拒絶が考えられる。デルブリュックは度を越え、攻撃的になったナショナリズム、彼自身が述べてところの「民族的な熱狂(nationale Fanatismus)」に対して生涯を通じて抵抗した¹⁴⁴。この抵抗はドイツの内政において、民族的少数派である国内のデンマーク人やポーランド人に対する権利付与の要求として

現れた。デルブリュックにとってドイツは法治国家であった。つまり、これに所属する者は誰であろうとも権利を認められるべきであり、国家はその義務を負うのである¹⁴⁵。加えて、少数派を抑圧することはドイツ帝国の名声を傷つけるものであり、ドイツ民族の道徳的な墮落を意味するとデルブリュックは見ていた¹⁴⁶。こうした観点から、デルブリュックはオストマルク協会を設立当初は歓迎するも間もなくその敵対者となった¹⁴⁷。この両者の対立は訴訟沙汰になるまで発展する¹⁴⁸。

このようにデルブリュックは「狭義のナショナリズム」に対して断固反対の立場にあったが、一方でドイツ・ナショナリズムそのものを否定するわけではなかった。1871年に誕生したドイツ帝国はデルブリュックにとって理想であり、第一次世界大戦後の回顧では敗戦の理由を帝国の国制や構造にではなく、権力を持つ個々人の失敗にあったとするほどであった¹⁴⁹。またデルブリュックはドイツ文化の信奉者であり、そしてそれ故に对外政策においてはドイツ帝国の「世界政策」を支持していた¹⁵⁰。デルブリュックは世界がイギリスあるいはロシアによって支配されることを危惧し、ドイツがこの「世界支配」に加わらなくてはならないと主張していた。デルブリュックによれば、大小の様々なネイションのバランスを守るためにドイツは拡大しなくてはならないのである。ただしヨーロッパ列強

による世界支配の中では、諸ネーションとその文化は保護されなくてはならないとされた。すなわちデルブリュックによるドイツ「世界政策」の構想は、ヨーロッパ列強による勢力均衡のもとでの世界支配であり、ドイツはそのバランスを保つために拡大しなくてはならないのである。一方でそのバランスを崩すような対外政策は慎むべきとされた¹⁵¹。

以上のように、デルブリュックの政治思想はオストマルク協会をはじめとする全ドイツ派とは異なる保守主義であったとすることができる¹⁵²。彼は全ドイツ派とそれが支持した保守党に対して反対の立場をとり、その「民族的な熱狂」を一貫して拒絶した。そしてデルブリュックは前述のようにポーランド人問題に対しても関心を持ち、『プロイセン年鑑』『政治通信』においてその見解を公表していた。その見解を一冊の小冊子にまとめたものが1894年出版の著作『ポーランド人問題』である。デルブリュックのポーランド人問題論を明らかにすることによって、彼と全ドイツ派との違いはより鮮明になる。次節ではこの『ポーランド人問題』の内容を詳しく見ることで、デルブリュックのポーランド人問題論を具体的に確認する。

第2節 『ポーランド人問題』——構成と内容

本節では、デルブリュックによる1894年の著作『ポーランド人問題』の内容を確認する。分析については第3節で行う。

『ポーランド人問題』は全48頁の小冊子である。その刊行の目的は、『プロイセン年鑑』の中でデルブリュックが示してきたポーランド人問題に関する見解を概観としてまとめ、それらを最新の出来事と関連付けたものを公衆に提示することとある¹⁵³。その叙述は二部構成であり、小冊子の大部分にあたる前半ではプロイセン＝ドイツ国家におけるポーランド人とドイツ人の対立についての考察が行われ、後半ではロシア、オーストリアとの国際関係を考慮したうえでポーランド国民国家の「復活」の可能性について考えている。

まずデルブリュックは、これまでのプロイセン＝ドイツ国家の対ポーランド人政策を評価する。ここでは植民政策と学校における言語政策が主な対象となっている。

植民政策について、デルブリュックはこれが無意味であると喝破する¹⁵⁴。なぜなら、現在のペースでポーランド人に対する数的不利を覆すことは不可能であるためである。むしろ、植民委員会がポーランド人から土地を買い上げることはそのポーランド人たちを破産から救っているのだと指摘する¹⁵⁵。本当にポーランド人の大土地所有をなくしたいのであれば、デルブリュックは「ロシア的な方法にしたがうこ

とをはばかってはならない」と述べる¹⁵⁶。これは土地売買に政府の許可を必要とする法律の整備などを指すものであるが、しかしここではデルブリュックが実際にこの「ロシア的な方法」の実施を求めているものではないことに注意しなくてはならない。

次に学校における言語政策について、デルブリュックは宗教授業を除いたすべての授業がドイツ語で行われている現在の状況を、むしろこれはポーランド人がドイツ語を習得するうえで不利であると述べる。なぜならば、「学校の外ではほとんどあるいはもっぱらポーランド語の環境で暮らしている児童にとって、ドイツ語で提供された読み物をポーランド語に翻訳して習得するほかに手段はない」からである¹⁵⁷。このような政策が実施される背景には、ゲルマン化に対する誤った見解があるとされる。それは単にドイツ語を取得している状態がゲルマン化している状態だという見解である¹⁵⁸。また、少数のドイツ人と多数のポーランド人が一緒に通学している学校については、これがゲルマン化ではなくポーランド化を助長していると指摘している¹⁵⁹。

したがって、「ポーランド人にドイツ語を教え、ドイツ人のポーランド語を妨げる熱意のもとでは、ポーランド人をバイリンガルにし、そしてそれによって彼らにドイツ人よりも経済的な優位を与えることにのみつながっている」のである¹⁶⁰。

以上のように、植民政策と学校での言語政策はともに同じ結果を招いていると批判される。「それらによってドイツ性(Deutschthum)を助けることができるとされていた両方の機構は、この目標をやりそこない、それどころか逆に機能している」のである¹⁶¹。この失敗をデルブリュックは統計を用いて検証する。それによれば、1861年から1890年の間にポーランド人に対するドイツ人の比率はプロムベルク県では約4・5%、ポーゼン県では少なくとも約7%減少している¹⁶²。ポーランド人に対するドイツ人の後退がここに見られるのである。

デルブリュックがここまで批判してきた政策は、基本的にはビスマルク時代末期の政策である。カプリーヴィの「新航路」政策がこれからの転換を図ったことは第1章で述べたとおりである。この「新航路」についてデルブリュックは、世論の見解に反して、ビスマルクの方針の継続によって「私は彼ら[ポーランド人: 筆者による補足。以下同様]が最終的に小さくなるかどうかはわからないが、しかし彼らがそのためにドイツ人にはならないであろうということは確かである」と述べ、好意的に評価している¹⁶³。

ここまでの現状分析から、デルブリュックはドイツ東部におけるポーランド民族の前進とドイツ民族の後退を見出す。それには4つの原因があるとされる¹⁶⁴。1つ目は、ポーランド人の自然な増加で

ある。これはポーランド人が社会的に下位の階層にあり、この下級階層が様々な方面で増加していることと関連するとされる。2つ目はドイツ国内において西部へと移住する傾向が強くなっていることである。その中ではポーランド人よりもドイツ人が移住することの方が多くであり、またその補填として東部にポーランド人移民が受け入れられているのである。3つ目は「混血婚(Mischehe)」¹⁶⁵である。東部ではポーランド＝カトリックの聖職者の影響が強く、混血婚では経験上ポーランド人の要素が強くなるとされる。そして4つ目は、ポーランド人の強い民族的感情(Nationalgefühl)である。ここには、聖職者や協会の影響が見られる。これに対して、ドイツ人は「いかなるナショナルな団体も有していない」¹⁶⁶のである。

次にデルブリュックは、ポーランド・ナショナリズムの担い手に関する考察を行う。ビスマルクはポーランド人の大衆をドイツの国家市民(Staatsbürger)として認識し、彼らがプロイセン臣民となることを目指した。ここに見られるポーランド人大衆へのある種の信頼は、デルブリュック曰くポーランドの歴史から知ることができる。未だにプロイセン政府に対する独自のポーランド人の反乱が実現したことはないとする歴史がここでは引き合いに出される¹⁶⁷。

しかし、ポーランド人の大衆を取り巻く状況は変化しつつあるとデルブリュックは見る。それは汎スラヴ主義がポーランド人の共感

を獲得し始めていることである¹⁶⁸。この汎スラヴ主義の担い手はポーランド人の中産階級に求められるが¹⁶⁹、デルブリュックはここにプロイセン政府と汎スラヴ主義の敵対者たるポーランド人貴族とが和解に向かう理由を見出している。それは以下の内容に見て取れる。「我々が依然としてすべてのポーランド人貴族を区別なく、ドイツ民族の和解できない敵対者として見て、戦わなくてはならないならば、今の状況の改善の希望はわずかである。」¹⁷⁰

ここまで見てきたように、『ポーランド人問題』の前半部は抑圧的な対ポーランド人政策への批判とポーランド人との宥和を説くものであった。そして前半部の結論として、デルブリュックは積極的なポーランド人政策の提案を行う。それは、「我々の騎士領の約半分を国家の仲介によって農村に変えること」である¹⁷¹。これは農民の生活の安定につながるものであり、それによってロシアからポーランド人労働者を補給する必要がなくなるとデルブリュックは見ている。またこの農村にはドイツ人のみならずポーランド人農民も入植させるべきとされる。そこでは3つの利点が語られる¹⁷²。1つ目は、ロシアからのポーランド人土地労働者の移住を防ぐことである。2つ目は、プロイセンの教育を受けてきたポーランド人を国内に保持することができることである。そして3つ目は、法の前の不平等の撤廃が両民族を接近させることである。デルブリュックによれば、ポ

ーランド人の強い民族的感情は最初からドイツ人よりも強いわけではない。ポーランド人に対する政府の抑圧が強めているのである。逆に、ドイツ人の民族的感情は政府の加担によって弱められている¹⁷³。したがって、政府は「ナショナリティ間の紛争において中立を維持しなくてはならない」のである¹⁷⁴。

後半ではポーランド人の国民国家再興について考察している。デルブリュックによれば、ポーランド再興は場合によってはそれほど遠いことではない。それはオーストリア＝ドイツとロシアが対決し前者が勝利した場合であり、そうなればロシア領ポーランドとガリツィア(オーストリア領ポーランド)が統合されポーランド人国家となり、オーストリア＝ハンガリー＝ポーランド三重帝国が誕生するだろうと予測している¹⁷⁵。

仮にそのような状況となった場合、ドイツにとって問題となるのはプロイセン領のポーランド人である。彼らはこのポーランド国民国家にどのような態度をとるのか。ここでデルブリュックはドイツ系オーストリア人(Deutsch=Oesterreicher)を参考事例として提示する。すなわち、「あちら側のドイツ系オーストリア人にとって、こちら側の我々のように、我々の民族(Volk)の大部分がナショナルな国家(nationale Staat)から排除されていることは十分苦しいものである。しかしながら、我々はこちら側でもあちら側でも政治的状況に

よる避けられない強制にそれで満足している」のである¹⁷⁶。したがってプロイセンのポーランド人にもそのナショナリティの維持が与えられなくてはならないと、デルブリュックは主張する。

一方で、プロイセン領のポーランド人に対しても、プロイセン臣民としての立場をはっきりと表明することをデルブリュックは要求する。デルブリュックによれば将来の国民国家確立の夢とプロイセンへの忠誠は両立可能なのであり、「ポーランド・ナショナリティのプロイセン臣民(*preußische Unterthanen polnischer Nationalität*)」は成立する¹⁷⁷。「無条件にプロイセンの臣民であることを認めるならば、彼ら[ポーランド人]にも、彼らが『ドイツ人と同程度の国王の慈悲を当てにしてもよい』という約束が与えられる」のである¹⁷⁸。

以上が『ポーランド人問題』の内容である。要約すると、これはプロイセン＝ドイツ国家に対しては抑圧的な対ポーランド人政策の廃止を要求するものであり、ドイツ国内のポーランド人に対してはその「ナショナリティ」の保証と引き換えに「ドイツ国民」の一員となることを要求するものである。これはドイツ帝国の対ポーランド人政策から民族主義的な要素を排除し、帝国成立以前のプロイセンの対ポーランド人政策への回帰を試みるものであるとすることができる。その主張は非常に明快であるが、一方で「国家市民」や「ナショナリティ」といった用語の使われ方にはデルブリュック独

特のドイツ・ナショナリズムを見出すことができる。次節では、このデルブリュックのドイツ・ナショナリズムを明らかにする。

第3節 ハンス・デルブリュックのドイツ・ナショナリズム

本節では、前節で確認した『ポーランド人問題』の内容からデルブリュックのドイツ・ナショナリズムを明らかにする。

デルブリュックのナショナリズムにとっての最大の特徴は、「ナショナリティ」と「国家市民」について、両者の境界を完全に重ね合わせることを現実的でないと見ていることにある。これについて詳細に説明する前に、まずはデルブリュックが用いる「ナショナリティ」と「国家市民」の両概念を明らかにしておく。

デルブリュックの用いる「ナショナリティ」は使われ方から「民族」や「民族性」と非常に近い概念であると言うことができる。それは前述した「ポーランド・ナショナリティのプロイセン臣民」という表現からも読み取ることができる。

このナショナリティについて、デルブリュックは文化的な基準よりも当人の意志による基準を重要視する。デルブリュックがドイツ語を単に学んだ状態を「ゲルマン化した」状態と見なさなかったのはこの見解に基づく。つまり、「言語の知識はナショナリティを変えない」

のである¹⁷⁹。これは、アイルランド人は英語を話すがイギリス人ではなく、エルザス人はドイツ語を話すがフランス人であるという事実からも引き出される。

このように、ナショナリティの基準として本人の意志が重視されることにデルブリュックの特徴がある。この点において、言語を重視し文化的な意味でのナショナリティ概念を用いるオストマルク協会などの全ドイツ主義者とは決定的に食い違っているのである。すでに述べたようにデルブリュックは権利感覚から抑圧的な対ポーランド人政策に反対したが、このナショナリティについての基準もまた、デルブリュックとオストマルク協会とが求める対ポーランド人政策を分けたのだと考えることができる。すなわち、デルブリュックは意志を基準とするためプロイセン＝ドイツ国家のポーランド人に対する宥和とポーランド人の国家に対する忠誠を求めたが、一方でオストマルク協会は言語を基準とするためにポーランド人にとって抑圧的なゲルマン化政策を求めたのである。

一方で「国家市民」は単に国家の成員を指し示す概念であり、ある国家に対する義務を果たす一方で、その国家から権利を授けられる政治的単位を指している。

では、この2つの概念は現実においてどのような関係にあるのか。デルブリュックによれば、「言語の境界に従った純粋な区分とい

うロマン主義的な考えが把握されようとしても、それは実行不可能なもの」¹⁸⁰であり、「ナショナルな統一性と政治的な離散は、時折並列して存在しなくてはならない、一様な出来事」¹⁸¹である。ここに見られるのは、本論文で定義したところの「狭義のナショナリズム」を理想論として否定する態度である。しかしデルブリュックは、既存のプロイセン＝ドイツ国家の枠組みを取り壊してスープレナショナルな政治的枠組みを目指すこともなく、あくまで既存のプロイセン＝ドイツ国家の維持に焦点を当てる。デルブリュックはドイツの国家市民の中に、複数のナショナルリティが共存することを目標としていた。ここに、デルブリュックの政治保守主義的ドイツ・ナショナリズムを見出すことができる。これは従来ヴィルヘルム期の保守主義者として目されてきた全ドイツ派の民族主義的ドイツ・ナショナリズムとは全く異なるものである。

このデルブリュックのドイツ・ナショナリズムを支えているのは、彼の現実主義と権利感覚に基づく「国家市民」概念である。すなわち、民族的な境界とネイションの境界を重ね合わせることはデルブリュックにとって非現実的であり、またプロイセン＝ドイツ国家の中に複数のナショナルリティを共存させようという試みは「民族化」したナショナリズムに基づく政策の実施以前ではむしろ一般的であった。そして、いかなるナショナルリティも国家への義務を果た

すべきであり、国家はいかなるナショナリティにも法の前の平等を保障しなくてはならないのである。デルブリュックにとっての「ネーション」は「ナショナリティ」ではなく、「国家市民」であると言うことができる。

一方でデルブリュックは、ドイツ人とポーランド人の間に優劣があることもまた認めている。ドイツ人の優越はデルブリュックにとっては当然の前提である。これは「ドイツ人の優越の自然な要素はしかしあまりにも大きく、そしてポーランド人がこれに対して精力的に抵抗するが故にのみ、今効力が現れていない」という記述から読み取ることができる¹⁸²。またデルブリュックはこのドイツ人の優越を歴史から示そうとしている。それは、ポーランド人がロシア、オーストリア、プロイセンによるポーランド分割にあまり抵抗を見せなかったことに対し、プロイセンはフランスの支配に対して強い抵抗を見せたことに基づくこととされるのである¹⁸³。そして、デルブリュックはこうしたドイツ人の優越という点からも抑圧的な対ポーランド人政策を批判する。すなわち、ポーランド・ナショナリズムをむしろ強めている政府の介入がなくなれば、ポーランド人は自然とドイツ人に同化されるというのがデルブリュックの考えである。この点においても、デルブリュックと全ドイツ派はドイツ人の優越という前提を共に認識している。しかし、そこから引き出される政策

の要求で見解を異にしているのである。また、ドイツ人の優位を確信するデルブリュックは、ポーランド人にとってプロイセン＝ドイツ国家に所属することは幸運であるとも考えていた¹⁸⁴。

以上のようなデルブリュックのドイツ・ナショナリズムを「はじめに」で定義した3つのナショナリズム概念で整理するならば、これは「狭義のナショナリズム」を完全に否定するものであり、「広義の政治的ナショナリズム」に非常に近いものであるとすることができる。デルブリュックはあくまで「ドイツ」の枠組みにこだわりつつも、その中で複数のナショナリティが共存することを否定せず、むしろ現実性の観点からそれを目指した。この「解放的」ともとれるナショナリズムが保守主義者デルブリュックの掲げたものであるという点は注目されるべきである。なぜならば、これは従来のドイツ・ナショナリズム研究における「ヴィルヘルム期保守主義者のナショナリズム＝民族（至上）主義的ナショナリズム」という図式に当てはまらないからである。リュートケはデルブリュックの政治思想を分析することがドイツ帝国における保守主義の細分化を浮き彫りにすると述べているが¹⁸⁵、まさしく保守主義内部における民族主義的ナショナリズムとデルブリュックのナショナリズムとの相違が、この細分化を示しているのである。

おわりに

以上、本論文ではハンス・デルブリュックのドイツ・ナショナリズムを彼の著作『ポーランド人問題』をもとに明らかにしてきた。これはポーランド人に対して宥和的な側面を持ち、ドイツ帝国の枠組みの中で諸民族のナショナリティを維持しつつ統合することを目指すものであった。これは、従来民族主義的であると考えられてきた保守主義者のドイツ・ナショナリズムが必ずしもそうではないことを示すものである。リュートケが述べるように、ドイツ帝国においては保守主義の内部において細分化が生じていたと言える。

同じ保守主義の中にありながらデルブリュックのポーランド人に対する姿勢と全ドイツ派のそれとを分けたのは、ナショナリズムの「民族化」と呼ばれる現象にあると考えられる。デルブリュックも全ドイツ派もドイツ帝国という枠組みに対しては強いこだわりを見せている一方で、デルブリュックはこのドイツ帝国を「ドイツ民族のドイツ帝国」とは見なさなかった。デルブリュックの要求するポーランド人政策はヴィーン体制から 1848 年革命までのプロイセン政府に非常に近いものである。デルブリュックはこの意味でプロイセン＝ドイツの伝統を重んじていたのである。このことは一方で、デルブリュックが 1848 年革命以前、つまり「民族化」以前のポーランド独立を支持するドイツ・ナショナリストとは異なる立場

をとっていたことも意味する。デルブリュックはポーランド再興そのものには反対しなかったが、しかしそのポーランド国民国家やポーランドの国家市民のために既存のドイツ帝国やドイツの国家市民が不利益を被ることには断固として反対していたのである。

また本論が明らかにしたデルブリュックのドイツ・ナショナリズムは、従来のドイツ・ナショナリズム研究における左／右の政治的スペクトルに基づく「解放」／「抑圧」の区分に位置づけられないものである。そもそも、左派のナショナリズムが「解放」的で右派のナショナリズムが「抑圧」的であるというテーゼは「良いナショナリズム」と「悪いナショナリズム」を区分する二元論に近いものであり、常に「解放」と「抑圧」の性格を有するというナショナリズムの両義性¹⁸⁶を見逃している。ヴィンクラーや伊藤が述べるところのドイツ・ナショナリズムの「転換」は、「解放」の要素を残しつつも「抑圧」の要素の方が強くなったという現象を捉えていると考えるべきである。そして、国家内の民族的少数派をネーションの中に包摂するかどうかは、ナショナリズムが「民族化」しているかどうか重要な要因であると考えることができる。

最後に、本論文はデルブリュックによる 1894 年の著作『ポーランド人問題』を分析の対象としてきたが、それ故 1894 年以後のデルブリュックの思想についてはあまり見るができなかった。ま

た、デルブリュックの思想面に強く焦点を当ててそのナショナリズムを明らかにした一方で、デルブリュックの実践的な政治活動にはあまり触れることができなかった。デルブリュックは親プロイセン派のポーランド人貴族フッテン＝チャプスキと親交があり、政治活動において協力関係にあったことが明らかにされている¹⁸⁷。こうした活動をより詳細に見ることは、ドイツ帝国内におけるドイツ人とポーランド人の関係の多様性をより内容豊かなものにするだろう。

また、デルブリュックの実践的な活動や人脈を明らかにすることは、デルブリュックがどれほどの影響力を帝政期の社会に及ぼしたのかを示すことに寄与すると考えることができる。デルブリュックが持ちえた社会的影響力という点に関して、『プロイセン年鑑』が一定程度の貢献をしていたことは前述した。加えて、デルブリュックがナショナリストであったことが重要である。リュートケは、デルブリュック自身がナショナリストであったが故に、ナショナリズムの行き過ぎを阻害するための影響力を社会主義者などより効果的に行使できたと述べている¹⁸⁸。

以上の点については今後の課題としたい。

註

¹ 本論文は、ナショナリズムとそれに基づく国民国家の成立が近代以降に特有な現象であるとする立場をとる。これはいわゆる近代主義に従った理解である。

ナショナリズム研究において、ナショナリズムがいつ発生したのかという論点をめぐっては大きく分けて2つの見解が存在する。1つはナショナリズムを前近代から存在するとする原初主義であり、もう1つはナショナリズムを近代以降に発生したものであるとする近代主義である。

後者の中に位置づけられるアーネスト・ゲルナーやベネディクト・アンダーソンは、ナショナリズムを近代以降につくられたものとする見解を打ち出しており、彼らの見解は広く認められている。これに対してアントニー・D・スミスはネイションが近代的なものであったとしても、その前身であるエトニーは前近代から存在していたという立場から批判を行っている。しかし近代主義の立場にせよスミスの立場にせよ、ネイションが近代に入ってから生まれたものであるという見解に基づいている。アントニー・D・スミス『ナショナリズムとは何か』、庄司信訳、ちくま学芸文庫、2018年、30-40、98-131頁。

また、いつドイツ・ネイションが生まれたのかという議論では、18世紀以前の神聖ローマ帝国とその臣民をどう理解するのかが論点となっている。渋谷聡は近世神聖ローマ帝国研究史を整理するなかで、18世紀以前に「ゆるやかなドイツ人意識」が存在していたことを認めつつも、これをドイツ・ネイションと見なす見解には無理があると指摘している。渋谷によれば、この「ゆるやかなドイツ人意識」は19世紀のドイツ・ナショナリズムにつながる大枠に過ぎないのである。渋谷聡「近世神聖ローマ帝国をめぐる研究動向——近年のドイツにおける「国家・国民」意識によせて」、『史林』第89巻第1号、2006年、109-135頁

上のような研究を鑑みて、本論文もドイツ・ネイションが近代以降に生まれたものであるという立場をとる。従って、1871年に成立したドイツ帝国を史上初のドイツ国民国家とする。

² ヴェルナー・コンツェ『ドイツ国民の歴史——中世から現代まで、歴史の成果』、木谷勤訳、創文社、1977年、84-85頁。

³ 同、85頁。ハンス-ウルリヒ・ヴェーラー『ドイツ帝国 1871-1918年』、大野英二・肥前榮一訳、未来社、1983年、172-173頁。

⁴ 例えば、オットー・ダンは1879年以後に、右派の側からの民族主義的な傾向を持つナショナリズムの台頭を見ている。オットー・ダン(1999)『ドイツ国民とナショナリズム 1770-1990』(末川清・姫岡とし子・高橋秀寿訳)名古屋大学出版会、134-144頁。

⁵ カジミェシュ・ワイダは「ハンス・デルブリュックのポーランド人政策構想と彼のポーランド人像」においてデルブリュックのポーランド人問題論に触れているが、詳細に検討しているとは言い難い。また、デルブリュックのドイツ・ナショナリズムについては触れられていない。ステレオタイプに関する研究を集めた論文集の中に収められていることから、デルブリュックのポーランド人像に強く焦点を当てた研究としてこれを位置づけるのが妥当であると考えられる。Wajda, Kayimierz, “Hans Delbrücks Konzept der Polenpolitik und sein Polenbild”, in Hans Henning Hahn(hg.), *Stereotyp, Identität und Geschichte: Die Funktion von Stereotypen in gesellschaftlichen Diskursen*, Frankfurt am Main, 2002, S. 305-312.

今野元は「明確にドイツ・ナショナリズムの立場からポーランド人との和解を進めようとした」人物としてデルブリュックに言及しているが、その思想に立ち入って分析しているわけではない。今野元『多民族国家プロイセンの夢——「青の国際派」とヨーロッパ秩序』、名古屋大学出版会、2009年、9頁。

アンネリーゼ・ティメとハンス・シュライアーは帝政期のデルブリュックを扱う中で彼の民族問題に対する態度に触れてはいるが、い

ずれもポーランド人問題論を中心に論じているわけではない。

Thimme, Annelise, *Hans Delbrück als Kritiker der Wilhelminischen Epoche*, Düsseldorf, 1955., Schleier, Hans, “Hans Delbrück: Ein politischer Historiker zwischen Preußenlegende, amtlicher Militärgeschichtsschreibung und historischer Realität”, in Gustav Seeber(hg.), *Gestalten der Bismarckzeit Band I*, Berlin, 1987, S. 378-403.

クリスティアン・リュトケの研究は題名が示しているように、ヴァイマル期が中心である。Lüdtke, Christian, *Hans Delbrück und Weimar: Für eine konservative Republik-gegen Kriegsschuldlege und Dolschstoßlegende*, Göttingen, 2018.

⁶ Winkler, Heinrich August, “Vom linken zum rechten Nationalismus: Der deutsche Liberalismus in der Krise von 1878/79”, *Geschichte und Gesellschaft*, 4. Jahrgang, 1978, S. 5-28.

⁷ 伊藤定良『近代ドイツの歴史とナショナリズム・マイノリティ』、有志舎、2017年、46-58頁。

⁸ アーネスト・ゲルナー『民族とナショナリズム』、加藤節監訳、岩波書店、2000年、1頁。

⁹ ベネディクト・アンダーソン『定本 想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行』、白石隆・白石さや訳、書籍工房早山、2007年。

¹⁰ 今野元『マックス・ヴェーバーとポーランド問題——ヴィルヘルム期ドイツ・ナショナリズム研究序説』、東京大学出版会、2003年。

また、板橋拓己は「中欧」構想とドイツ・ナショナリズムの関係を研究するなかで帝政期の左派自由主義者フリードリヒ・ナウマンのドイツ・ナショナリズムを明らかにしている。板橋拓己『中欧の模索——ドイツ・ナショナリズムの一系譜』、創文社、2010年、70-134頁。

¹¹ 今野元『多民族国家プロイセンの夢』。

¹² これはナショナリズムに対して無関心であった人々を指す。ナショナル・インディファレンスに関する研究は、しばしば過大に描かれるナショナリズムの影響力の限界を探るものとして注目されている。Zahra, Tara, “Imagined Noncommunities: National Indifference as a Category of Analysis”, *Slavic Review*, Vol. 69, No. 1, 2010, pp. 93-119.

¹³ Tilse, Mark, *Nations in Synthesis: the Ideology and Practices of Transnationalism in the Prussian East, 1871-1914*, Ph.D.thesis, London, 2008

¹⁴ Karch, Brendan, *Nation and Loyalty in a German-Polish Borderland: Upper Silesia, 1848-1960*, Cambridge/New York, 2018.

¹⁵ 佐藤成基『国家の社会学』、青弓社、2014年、156-159頁。

¹⁶ このようなナショナリズム概念の定義は、板橋拓己による議論に多くを拠っている。板橋『中欧の模索』、25-27頁。

¹⁷ 伊藤『近代ドイツの歴史とナショナリズム・マイノリティ』、30-32頁。

¹⁸ 今野『多民族国家プロイセンの夢』、31頁。

ただし、この公用語としてのポーランド語は理念以上のものにはならず、実際にはドイツ語が優位に立っていたことが指摘されている。伊藤『近代ドイツの歴史とナショナリズム・マイノリティ』、32-33頁。

¹⁹ 伊藤によれば、ポーゼン大公国から約1600人の市民とプロイセンの兵役についている1400人のポーランド人とが11月蜂起に加わった。同、34頁。

²⁰ 同、39頁。

²¹ 本論文では“Germanisierung”の訳語として「ゲルマン化」を使用する。これは「ドイツ化」を意味する“Verdeutschung”との区別を行うためである。また、本論文での「ゲルマン化」は、ナチス期に行われた、人種的観点から非ゲルマン民族の絶滅を目標とした「ゲルマン化」とは異なるものとして用いられている。

-
- 22 今野『多民族国家プロイセンの夢』、32 頁。
- 23 伊藤『近代ドイツの歴史とナショナリズム・マイノリティ』、40 頁。
- 24 今野『多民族国家プロイセンの夢』、33 頁。
- 25 伊藤『近代ドイツの歴史とナショナリズム・マイノリティ』、40 頁。
- 26 今野『多民族国家プロイセンの夢』、37 頁。
- 27 ロジャース・ブルーベイカー『フランスとドイツの国籍とネーション——国籍形成の比較歴史社会学』、佐藤成基・佐々木てる監訳、明石書店、2005 年、212-213 頁。
- 28 Smith, Helmut Walser, *German Nationalism and Religious Conflict: Culture, Ideology, Politics, 1870-1914*, Princeton, 1995, p. 6.
- 29 ヴェーラー『ドイツ帝国』、146-148 頁。
- 30 伊藤定良『ドイツの長い一九世紀——ドイツ人・ポーランド人・ユダヤ人』、青木書店、2002 年、86-87 頁。
- 31 同、88-89 頁。
- 32 Blanke, Richard, “Bismarck and the Prussian Polish Policies of 1886”, *Journal of Modern History*, vol. 45/2, 1973, p. 234.
- 33 Ibid., p. 234-236.
- また、このゴスラーがポーランド人学校をもゲルマン化に役立てようという意図でポーランド人学校とドイツ人学校を共に支援する提案を行った際、しかしビスマルクはこれに反対しドイツ人学校のみを支援すべきと意見している。ここからブランケは、ビスマルクの立場とナショナリストの立場は、遅くとも 1886 年以降は差異化することができないと述べている。Ibid., p. 237.
- 34 Ibid., p. 220.
- 35 これは工業的に発展した西部へとドイツ人が移住することと、それに伴って発生した農業労働者不足を解決するためのロシア領及びオーストリア領ポーランドからの移住労働者の増加によるものであ

る。伊藤『ドイツの長い一九世紀』、132-133頁。

³⁶ Tilse, *Nations in Synthesis*, pp. 35-36.

³⁷ 大内宏一「ドイツ自由主義と1885-86年の対ポーランド人政策」、『早稲田大学大学院文学研究科紀要 第4分冊』53巻、2007年、7頁。

帝国議会ではポーランド議員団、中央党、自由思想家党、社会主義労働者党がビスマルクの追放政策を非難していた。この情勢を打破するために、ビスマルクは帝国議会とは異なり三級選挙権に基づき保守党、自由保守党、国民自由党が強力であったプロイセン下院を頼りにした。

³⁸ 伊藤『ドイツの長い一九世紀』、92-93頁。

ポーゼン州ブロムベルク県知事を務めたクリストフ・フォン・ティエデマン(Christoph von Tiedemann)がポーランド人中産階級が成長しているという確信とその危険をビスマルクに対して申し入れたにもかかわらず、ビスマルクはそれを受け入れなかった。Blanke, “Bismarck and the Prussian Polish Policies of 1886”, p. 221-222.

³⁹ 伊藤『ドイツの長い一九世紀』、100-113頁。

⁴⁰ 成瀬治・山田欣吾・木村靖二編『世界歴史体系 ドイツ史3』、山川出版社、1997年、7-9頁。

ただし、これは結果として保守党及びユンカーの離反を招くこととなった。

⁴¹ 伊藤『ドイツの長い一九世紀』、159-162頁。

⁴² ただし、これは労働力不足に悩まされるユンカーや農業資本家に対する譲歩としての側面が大きいことが指摘されている。これによってカプリーヴィは通商政策におけるユンカーらの不満を抑えようとしたのである。同、162頁。

⁴³ 成瀬治・山田欣吾・木村靖二編『世界歴史体系 ドイツ史2』、山川出版社、1996年、452-454頁。

⁴⁴ 同、406頁。

⁴⁵ 伊藤『ドイツの長い一九世紀』、159頁。

-
- ⁴⁶ Liulevicius, Vejas Gabriel, *The German Myth of the East: 1800 to the Present*, New York, 2009, p. 104.
- ⁴⁷ Tilse, *Nations in Synthesis*, pp. 63-95.
- ⁴⁸ 伊藤『近代ドイツの歴史とナショナリズム・マイノリティ』、108-109頁。
- ⁴⁹ 伊藤はこれらを「民族的少数派に対する最も抑圧的な例外法」と指摘している。伊藤定良『異郷と故郷——ドイツ帝国主義とルール・ポーランド人』、東京大学出版会、1987年、175頁。
- ⁵⁰ Reiner Pommerin und Manuela Uhlmann(hg.), *Quellen zu den deutsch-polnischen Beziehungen 1815-1991*, Darmstadt, 2001, S. 77.
- ⁵¹ 伊藤『異郷と故郷』、185-187頁。
- ⁵² 伊藤はこれが「帝国議会で採択された唯一の反ポーランド立法」であり、政府はここで自由主義左派をも取り込んだナショナリズムの動員を行っており、それは他方では自由主義左派が明確に「転回」したことを意味していると述べている。同、267-268頁。
- ⁵³ *Quellen zu den deutsch-polnischen Beziehungen*, S. 76.
- ⁵⁴ ヴェーラー『ドイツ帝国』、175頁。
- ⁵⁵ 加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義——プロイセン農業・土地問題の史的考察』、勁草書房、1990年、321頁。
加えて、ポーランド人貴族スウコフスキ家の世襲財産がプロイセン政府によって没収された出来事を加藤は「土地収用法に拠らない事実上の収用」であったと指摘する。同、356頁。
- ⁵⁶ Liulevicius, *The German Myth of the East*, p. 120, 伊藤『ドイツの長い一九世紀』、215頁。加藤『ドイツ世襲財産と帝国主義』、322-323頁。
- ⁵⁷ 伊藤『ドイツの長い一九世紀』、164-165頁。
- ⁵⁸ Franz Wagner und Fritz Vosberg im Auftrage des Deutschen Ostmarkenvereins(hg.), *Polenspiegel: Die Umtriebe der Polen nach ihrer eigenen Presse*, 1908, S. 22.
- ⁵⁹ 伊藤『近代ドイツの歴史とナショナリズム・マイノリティ』、21

頁。

⁶⁰ Liulevicius, *The German Myth of the East*, p. 46.

⁶¹ ただし、ドイツ・ナショナリズムが一貫して「帝国」と「皇帝」の概念に執着したこともまた指摘されている。ダンはこれを「ドイツの国民的発展のパラドックス」と呼んでいる。ダン『ドイツ国民とナショナリズム』、62-63頁。

⁶² 伊藤『ドイツの長い一九世紀』、25-26頁。

⁶³ Liulevicius, *The German Myth of the East*, p. 73.

⁶⁴ *Ibid.*, p. 74.

⁶⁵ 伊藤『ドイツの長い一九世紀』、49-54頁

⁶⁶ 伊藤『ドイツの長い一九世紀』、55頁。

⁶⁷ 同、57-58頁。

⁶⁸ 世界史を「アジアで始まりヨーロッパで終わる」としたヘーゲルの時代から、文化的に優れた「西方」と劣った「東方」の文化勾配論が始まったとされる(1820年代以前には、この文化勾配論は「南方」と「北方」で論じられていた)。

ドイツにとっての「東方」の代表格はロシアであり、自由や民主主義と結びつけられた「西方」の中にドイツは位置づけられる。そしてドイツ人は「東方」やスラヴ人を「他者」として理解し、そうした「野蛮」から「文明」ヨーロッパを守る防波堤として自己を位置づけたのである。Riccardo Bavaj and Martina Steber(ed.), *Germany and 'the West': The History of a Modern Concept*, New York/Oxford, 2017, pp. 8-11, 61-64.

⁶⁹ 伊藤『近代ドイツの歴史とナショナリズム・マイノリティ』、59-66頁。

⁷⁰ 中世のドイツ騎士団による東方植民にまで遡ってドイツ人を「文化の担い手」とし、東欧への優位とその支配を主張する見解は、19世紀初頭には既に見られていた。Liulevicius, *The German Myth of the East*, pp. 59-60.

⁷¹ Burleigh, Michael, *Germany Turns Eastwards: A Study of*

Ostforschung in the Third Reich, London, 1988, p. 5.

⁷² Winkler, “Vom linken zum rechten Nationalismus”, S. 28.

⁷³ ドイツ・ナショナリズムの転換論に対する比較としてヴェーバーのナショナリズムを考察することは、すでに今野が著書『マックス・ヴェーバーとポーランド問題』において取り組んでいる。本節はこの今野の研究に多くを拠っている。

⁷⁴ ヴェーバーはここで「人種」概念を用いているが、今野によればこの講演以後「人種」概念が使われることはなく、ヴェーバーのポーランド人問題論は「人種」的反発に根ざしたものではない。今野『マックス・ヴェーバーとポーランド問題』、81頁。

⁷⁵ Weber, Max, “Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik”, in: Max Weber, *Gesammelte Politische Schriften*, Johannes Winckelmann(hg.), Tübingen, 1971, S. 2.

なお、訳文については以下の訳書から引用している。マックス・ヴェーバー「国民国家と経済政策——教授就任講演」、マックス・ヴェーバー『政治論集 I』、中村貞二・山田高生・林道義・嘉目克彦訳、みすず書房、1982年、39頁。

以下の註では括弧の中で訳書の頁数を示す。

(例) Weber, “Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik”, S. 2.(39頁。)

⁷⁶ ヴェーバーが用いる「文化」概念を今野は「凡そ現代に相応しい人間の営み」という意味の言葉と理解している。本論文もこの見解に従うものである。今野『マックス・ヴェーバーとポーランド問題』、57頁。

⁷⁷ Weber, “Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik”, S. 6.(43-44頁。)

⁷⁸ Ibid., S. 9.(46頁。)

⁷⁹ Ibid., S. 10-11.(47-48頁。)

⁸⁰ Ibid., S. 19.(56-57頁。)

⁸¹ Ibid., S. 20-22(58-59頁。)

-
- 82 Ibid., S. 23.(61 頁。)
- 83 今野『マックス・ヴェーバーとポーランド問題』、145 頁。
- 84 同、151-161 頁。
- 85 同、162-163 頁。
- 86 同、166-167 頁。
- 87 Weber, Max, “Deutschlands äußere und Preußens innere Politik”, in: Max Weber, *Gesammelte Politische Schriften*, Johannes Winckelmann(hg.), Tübingen, 1971, S. 180. (マックス・ヴェーバー「ドイツの対外政策とプロイセンの国内政策」、マックス・ヴェーバー『政治論集 I』、中村貞二・山田高生・林道義・嘉目克彦訳、みすず書房、1982 年、206 頁。)
- 88 今野『マックス・ヴェーバーとポーランド問題』、167-169 頁。
- 89 同、218-226 頁。
- 90 Weber, “Deutschlands äußere und Preußens innere Politik”, S. 178-179.(204-205 頁)
- 91 Weber, “Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik”, S. 14.(51 頁)
- 92 Oldenburg, Jens, *Der Deutsche Ostmarkenverein 1894-1934*, Berlin, 2002, S. 13-15.
- 93 *Ibid.*, S. 1.
- 94 *Ibid.*, S. 18.
- 95 *Ibid.*, S. 46-47; 割田「「境界地域」を叙述する」、21 頁。
- 96 Dieter Fricke, Werner Fritsch, Herbert Gottwald, Siedfried Schmidt und Manfred Weißbecker(hg.), *Lexikon zur Parteiengeschichte: Die bürgerlichen und Kleibürgerlichen Parteien und Verbände in Deutschland(1789-1945) Band 2*, Köln, 1984, S. 68.
- 97 Dieter Fricke, Werner Fritsch, Herbert Gottwald, Siedfried Schmidt und Manfred Weißbecker(hg.), *Lexikon zur Parteiengeschichte: Die bürgerlichen und Kleibürgerlichen Parteien und Verbände in Deutschland(1789-1945) Band 1*, Köln, 1983, S.

242.

⁹⁸ Oldenburg, *Der Deutsche Ostmarkenverein*, S. 47.

⁹⁹ *Ibid.*, S. 110.

¹⁰⁰ *Ibid.*, S. 50.

¹⁰¹ *Ibid.*, S. 106.

¹⁰² シェーフアーとヘッチュはオストマルク協会のイデオログとして中心的な役割を果たした。

シェーフアーはトライチュケの弟子であり、1903年からベルリン大学教授を務めた。反ユダヤ主義的なナショナリストであり、協会と同時に全ドイツ連盟のメンバーでもあった。谷喬夫「プロイセン東部のゲルマン化——ドイツ・オストマルク協会とそのイデオロギー」、『法政理論』第42巻第2号、2009年、28頁。

ヘッチュはライプツィヒでカール・ランプレヒト(Karl Lamprecht)とフリードリヒ・ラッツェル(Friedrich Ratzel)に、ベルリンでオットー・ヒンツェ(Otto Hintze)に学んだ。全ドイツ連盟、艦隊協会、オストマルク協会で活動する熱烈なナショナリストであり、1906年にはポーゼンの王立アカデミーで教授職を得ており、1907年にはオストマルク協会ポーゼン支部長に選出されている。Burleigh, *Germany Turns Eastwards*, pp. 12-13.

¹⁰³ ヴェーバーのオストマルク協会への関与は詳細が明らかにされていないが、あまり積極的ではなかったと考えられている。それどころか、ヴェーバーが協会の本質をよく理解していなかったことも推測されている。一方で、ヴェーバーの弟子にあたるレオ・ヴェーゲナー(Leo Wegener)やルートヴィヒ・ベルンハルト(Ludwig Bernhard)は協会の活動に積極的に関与し、中心的なメンバーとなった。今野『マックス・ヴェーバーとポーランド問題』、124-144頁。

¹⁰⁴ 伊藤『ドイツの長い一九世紀』、183頁。

¹⁰⁵ 東部で商売を営む彼らの顧客の中には当然ポーランド人も含まれているのであり、そのような状況での協会への参加は「経済的な自

殺」とまで言われている。Oldenburg, *Der Deutsche Ostmarkenverein*, S. 111.

¹⁰⁶ *Ibid.*, S. 59

¹⁰⁷ 正式名称は「ヴェストプロイセン州及びポーゼン州のための王立植民委員会(Königlich Preußische Ansiedlungskommission für Westpreußen und Posen)」。1886年にビスマルクによって制定されたプロイセン植民法に基づいて設立された。今野『マックス・ヴェーバーとポーランド問題』、24-25頁。

¹⁰⁸ しかしながらオルデンブルクは、協会は「政府の政策に、いかなる時点においても決定的な影響を及ぼすことができなかった」と述べている。Oldenburg, *Der Deutsche Ostmarkenverein*, S. 327.

この点についてオルデンブルクは、マイネッケやダンのオストマルク協会が政府の政策に対して大きな影響力を発揮していたものとする見解を批判している。フリードリヒ・マイネッケ『ドイツの悲劇』、矢田俊隆訳、中公文庫、1974年、43頁。オットー・ダン『ドイツ国民とナショナリズム 1770-1990』、末川清・姫岡とし子・高橋秀寿訳、名古屋大学出版会、1999年、139頁。

¹⁰⁹ Tilse, *Nations in Synthesis*, p. 83.

¹¹⁰ 谷は、協会はジャーナリストや学者の参加により、イデオロギー的な宣伝の影響力においては艦隊協会や農業者同盟などの大組織に引けを取らなかったとしている。谷「プロイセン東部のゲルマン化」、17頁。

¹¹¹ Oldenburg, *Der Deutsche Ostmarkenverein*, S. 52-54.

¹¹² *Ibid.*, S. 54-55, 116-122.

¹¹³ *Ibid.*, S. 330.

¹¹⁴ *Ibid.*, S. 24.

¹¹⁵ Tilse, *Nations in Synthesis*, p. 30.

¹¹⁶ Oldenburg, *Der Deutsche Ostmarkenverein*, S. 25.

¹¹⁷ *Ibid.*, S. 83-84.

¹¹⁸ 割田聖史「「境界地域」を叙述する——オストマルク協会編

『ドイツのオストマルク』(1913年)を読む]、『群馬大学国際教育・研究センター論集』第9号、2010年、22-23頁。

¹¹⁹ 谷はオストマルク協会のイデオロギーがナチズムとは確かに区別されるものであるとしつつも、ナチズムへと容易に転化しうるものであったとしている。谷「プロイセン東部のゲルマン化」、40-46頁。

¹²⁰ 板橋『中欧の模索』、70-134頁。

¹²¹ Thimme, *Hans Delbrück als Kritiker der Wilhelminischen Epoche*.

¹²² 例えば、彼のいとこであるクレメンス・フォン・デルブリュック(Clemens von Delbrück)は帝国官房長官を務めた。また、彼の兄弟のうち一人であるエルンスト・フォン・デルブリュック(Ernst von Delbrück)は帝国統計庁長官を務めた。Lüdtke, *Hans Delbrück und Weimar*, S. 35.

¹²³ アンドレアス・ヒルグラーバー「ハンス・デルブリュック」、H.-U.ヴェーラー編『ドイツの歴史家 第3巻』、ドイツ現代史研究会訳、未来社、1983年、8-9頁。

¹²⁴ Thimme, *Hans Delbrück als Kritiker der Wilhelminischen Epoche*, S. 7.

¹²⁵ ヒルグラーバー「ハンス・デルブリュック」、7-8, 10頁。

¹²⁶ Lüdtke, *Hans Delbrück und Weimar*, S. 38.

¹²⁷ 1866年に設立された保守政党。「立憲主義的中道政党」の自己理解のもと、ビスマルクとその帝国創設に対して無条件の支持を掲げた。Dieter Fricke, Werner Fritsch, Herbert Gottwald, Siedfried Schmidt und Manfred Weißbecker(hg.), *Lexikon zur Parteiengeschichte: Die bürgerlichen und Kleinbürgerlichen Parteien und Verbände in Deutschland(1789-1945) Band 3*, Köln, 1985, S. 745.

¹²⁸ Schleier, „Hans Delbrück“, S. 386.

¹²⁹ Lüdtke, *Hans Delbrück und Weimar*, S.38.

-
- ¹³⁰ Thimme, *Hans Delbrück als Kritiker der Wilhelminischen Epoche*, S. 11.
- ¹³¹ ヒルグルーバー 「ハンス・デルブリュック」、11 頁。
- ¹³² 当初はトライチュケと共同編集としてこの雑誌に携わっていたデルブリュックは、社会政策問題をめぐってトライチュケと決別し、1889 年から 1919 年までの 30 年間は一人でこの雑誌の編集者を務めた。同、12 頁。
- ¹³³ Thimme, *Hans Delbrück als Kritiker der Wilhelminischen Epoche*, S. 12.
- ¹³⁴ Lüdtkke, *Hans Delbrück und Weimar*, S. 39.
- ¹³⁵ Thimme, *Hans Delbrück als Kritiker der Wilhelminischen Epoche*, S. 11.
- ¹³⁶ *Ibid.*, S. 23.
- ¹³⁷ *Ibid.*, S. 29
- ¹³⁸ Schleier, „Hans Delbrück“, S. 387.
- ¹³⁹ Thimme, *Hans Delbrück als Kritiker der Wilhelminischen Epoche*, S. 22-23.
- ¹⁴⁰ *Ibid.*, S. 23.
- ¹⁴¹ *Ibid.*, S. 38
- ¹⁴² *Ibid.*, S. 10.
- ¹⁴³ *Ibid.*, S. 151.
- ¹⁴⁴ Lüdtkke, *Hans Delbrück und Weimar*, S. 11.
- ¹⁴⁵ Thimme, *Hans Delbrück als Kritiker der Wilhelminischen Epoche*, S. 93.
- ¹⁴⁶ *Ibid.*, S. 100.
- ¹⁴⁷ Oldenburg, *Der Deutsche Ostmarkenverein*, S. 47.
- ¹⁴⁸ 今野『多民族国家プロイセンの夢』、132 頁。
またデルブリュックはすべての急進右派ナショナリストを「ハカティスト」と呼んでいた。このことからデルブリュックがオストマルク協会を強く敵視していたことが伺える。Lüdtkke, *Hans Delbrück*

und Weimar, S. 53.

¹⁴⁹ *Ibid.*, S. 44.

¹⁵⁰ Thimme, *Hans Delbrück als Kritiker der Wilhelminischen Epoche*, S. 152-153.

¹⁵¹ ティメはデルブリュックのこうした思考様式について、「ここでは、いかに彼の民族的な思想が——確かに不遜さから離れてはいないが——スープレナショナルなものに組み込まれているのかが明らかになる」と述べている。*Ibid.*, S. 103-104.

¹⁵² リュートケはデルブリュックをイデオロギー的に分類することは困難であるとしつつも、「新しい右派」である急進右翼と区別される「古い右派」、「保守主義の本流」として位置づけている。Lüdtke, *Hans Delbrück und Weimar*, S. 10-14, 51.

¹⁵³ Delbrück, Hans, *Die Polenfrage*, Berlin, 1894, Vorwort.

¹⁵⁴ *Ibid.*, S. 7.

¹⁵⁵ *Ibid.*, S. 8.

¹⁵⁶ *Ibid.*, S. 9.

¹⁵⁷ *Ibid.*, S. 12.

¹⁵⁸ *Ibid.*, S. 12-13.

ここではこの見解への反例として、ドイツ語を話すポーランド人の聖職者や議員たちが挙げられている。

¹⁵⁹ *Ibid.*, S. 20.

¹⁶⁰ *Ibid.*, S. 20.

¹⁶¹ *Ibid.*, S. 21.

¹⁶² *Ibid.*, S. 21.

¹⁶³ *Ibid.*, S. 22.

¹⁶⁴ *Ibid.*, S. 23.

¹⁶⁵ “Mischehe”は、ヴィルヘルム期以前は異なる宗教間の結婚(異宗婚)を意味していたが、ヴィルヘルム期には民族や人種の混交の意味を帯び始めた言葉である。Tilse, *Nations in Synthesis*, p. 128.

¹⁶⁶ Delbrück, *Polenfrage*, S. 23.

『ポーランド人問題』出版の時点では、ドイツ・オストマルク協会はまだ存在していない。デルブリュックはポーランド人への差別的な扱いを批判する一方で、ドイツ東部のポーランド化は防がれるべきとする立場であった。そのような観点から「ドイツ民族の自衛」を掲げるオストマルク協会の設立を当初は歓迎したものと考えられる。

¹⁶⁷ *Ibid.*, S. 24.

¹⁶⁸ デルブリュックは、ポーランド人がこれ以前には汎スラヴ主義に対して否定的であったことを認めている。そして、そのことから他のスラヴ系の諸民族に比べてポーランド人を特別視していた。

Wajda, “Hans Delbrücks Konzept der Polenpolitik und sein Polenbild”, S. 311.

¹⁶⁹ *Delbrück, Polenfrage*, S. 27-28.

ポーランド人の中で中産階級が発展していることを認めるこの態度は、一般的な保守主義者や国民自由主義者のポーランド人像とは異なるものであり、ワイダはここからデルブリュックのポーランド人像がネガティブなそれとは一線を画していたことを指摘している。

Wajda, “Hans Delbrücks Konzept der Polenpolitik und sein Polenbild”, S. 309.

¹⁷⁰ *Delbrück, Polenfrage*, S. 30.

¹⁷¹ *Ibid.*, S. 31.

¹⁷² *Ibid.*, S. 32.

¹⁷³ *Ibid.*, S. 33.

¹⁷⁴ *Ibid.*, S. 34.

¹⁷⁵ *Ibid.*, S. 40.

¹⁷⁶ *Ibid.*, S. 42.

¹⁷⁷ *Ibid.*, S. 46.

¹⁷⁸ *Ibid.*, S. 48.

¹⁷⁹ *Ibid.*, S. 20.

¹⁸⁰ *Ibid.*, S. 41.

¹⁸¹ *Ibid.*, S. 43.

¹⁸² *Ibid.*, S. 39.

¹⁸³ *Ibid.*, S. 32-33.

デルブリュックはポーランド人に対するドイツ人の優越を説く一方で、他のカトリックやスラヴ系の諸民族との比較においてはポーランド人を高く評価していた。Wajda, “Hans Delbrücks Konzept der Polenpolitik und sein Polenbild”, S. 311-312.

¹⁸⁴ Thimme, *Hans Delbrück als Kritiker der Wilhelminischen Epoche*, S. 93.

¹⁸⁵ Lüdtkke, *Hans Delbrück und Weimar*, S. 14.

¹⁸⁶ ミヒャエル・ヤイスマン『国民とその敵』、木村靖二編、山川出版社、2007年、101頁。

¹⁸⁷ 今野『多民族国家プロイセンの夢』、132,163頁。

¹⁸⁸ Lüdtkke, *Hans Delbrück und Weimar*, S. 54.

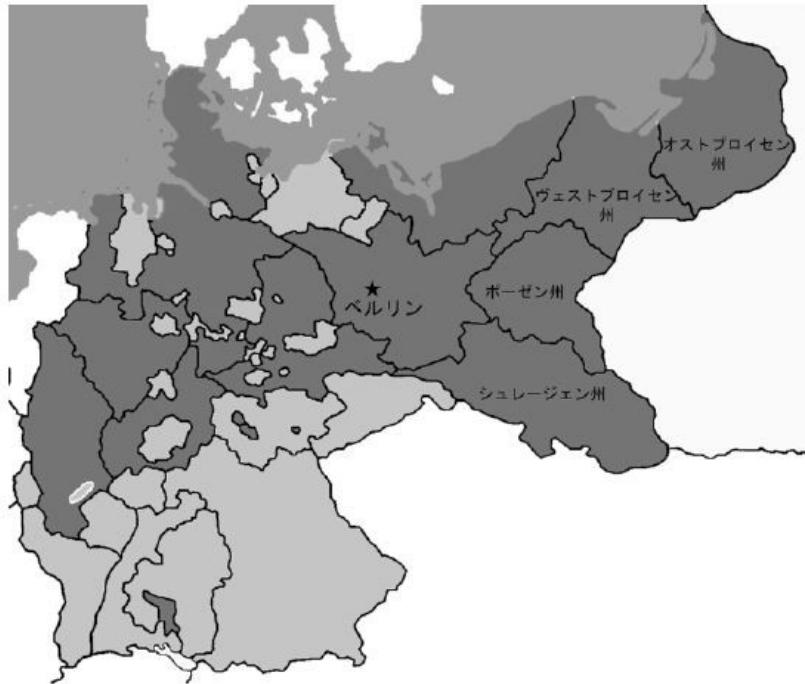
参考資料

- ・資料1 ポーゼン州とヴェストプロイセン州の各県におけるナショナルリティ及び宗派別人口(1890年)

	ダンツィヒ	マリーエン ヴェーダー	プロムベルク	ポーゼン
ドイツ人				
プロテスタント	302450(51.4)	385015(45.6)	253842(40.8)	272641(24.2)
カトリック	116467(19.8)	114134(13.5)	41926(6.5)	84856(7.5)
ユダヤ教	5822(0.99)	15688(1.85)	15812(2.5)	28209(2.5)
ドイツ人の合計	424739(72.19)	514837(60.95)	311580(49.9)	385706(34.2)
ポーランド人				
プロテスタント	1176(0.2)	5398(0.64)	1035(0.2)	15479(1.4)
カトリック	162786(27.6)	323971(38.4)	312133(49.9)	724942(64.39)
ユダヤ教	96(0.01)	131(0.01)	90(0.01)	198(0.01)
ポーランド人の合計	16058(27.81)	329500(39.05)	312258(50.1)	740619(65.8)
総計	588797(100)	844337(100)	624838(100)	1126325(100)

Tilse, Mark, *Nations in Synthesis: the Ideology and Practices of Transnationalism in the Prussian East, 1871-1914*, Ph.D.thesis, London, 2008, p.39 をもとに作成。括弧内の数字はパーセンテージ。

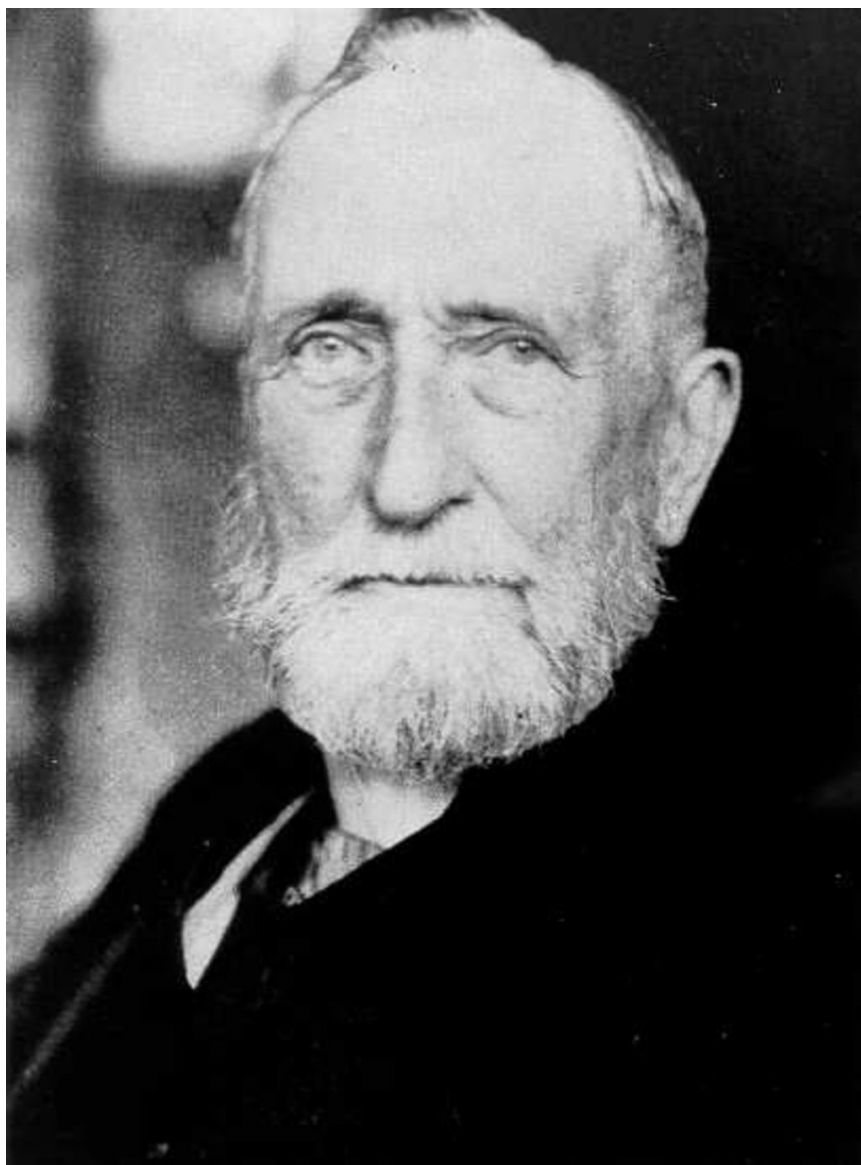
・資料2 ドイツ帝国の地図



濃くなっているところはプロイセン王国。州の名前が入っているところが東部4州。

(割田聖史「境界地域」を叙述する——オストマルク協会編『ドイツのオストマルク』(1913年)を読む)、『群馬大学国際教育・研究センター論集』第9号、2010年、17頁)

・資料3 ハンス・デルブリュックの肖像



(<https://www.dhm.de/lemo/biografie/hans-delbrueck> 2020年1月5日最終閲覧)

・資料4 『ポーランド人問題』



(Delbrück, Hans, *Die Polenfrage*, Berlin, 1894.)

史料・参考文献一覧

・史料

Delbrück, Hans, *Die Polenfrage*, Berlin, 1894.

Franz Wagner und Fritz Vosberg im Auftrage des Deutschen Ostmarkenvereins(hg.), *Polenspiegel: Die Umtriebe der Polen nach ihrer eigenen Presse*, 1908.

Reiner Pommerin und Manuela Uhlmann(hg.), *Quellen zu den deutsch-polnischen Beziehungen 1815-1991*, Darmstadt, 2001.

Weber, Max, “Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik”, in:
Max Weber, *Gesammelte Politische Schriften*, Johannes Winckelmann(hg.), Tübingen, 1971, S. 1-25.

(マックス・ヴェーバー「国民国家と経済政策——教授就任講演」、マックス・ヴェーバー『政治論集 I』、中村貞二・山田高生・林道義・嘉目克彦訳、みすず書房、1982年、37-63頁)

Weber, Max, “Deutschlands äußere und Preußens innere Politik”, in:
Max Weber, *Gesammelte Politische Schriften*, Johannes Winckelmann(hg.), Tübingen, 1971, S. 178-191.

(マックス・ヴェーバー「ドイツの対外政策とプロイセンの国内政策」、マックス・ヴェーバー『政治論集 I』、中村貞二・山田高生・林道義・嘉目克彦訳、みすず書房、1982年、204-220頁)

・参考文献

ベネディクト・アンダーソン『定本 想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行』、白石隆・白石さや訳、書籍工房早山、2007年

板橋拓己『中欧の模索——ドイツ・ナショナリズムの一系譜』、創文社、2010年

伊藤定良『異郷と故郷——ドイツ帝国主義とルール・ポーランド人』、東京大学出版会、1987年

伊藤定良『ドイツの長い一九世紀——ドイツ人・ポーランド人・ユダヤ人』、青木書店、2002年

伊藤定良『近代ドイツの歴史とナショナリズム・マイノリティ』、有志舎、2017年

植村和秀「「ドイツ」東方をめぐるネーション意識と「学問」、野田宣雄編著『よみがえる帝国』、ミネルヴァ書房、1998年、43-84頁

植村和秀「ドイツと東欧——散在と混住の少数民族問題」、木村雅昭・廣岡正久編著『国家と民族を問いなおす』、ミネルヴァ書房、1999年、39-59頁

植村和秀『ナショナリズム入門』、講談社現代新書、2014年

ハンス-ウルリヒ・ヴェーラー『ドイツ帝国 1871-1918年』、大野英二・肥前榮一訳、未来社、1983年

リチャード・J. エヴァンズ編『ヴィルヘルム時代のドイツ——「下

から」の社会史』、望田幸男・若原憲和訳、晃洋書房、1988年

大内宏一「ドイツ自由主義と 1885-86年の対ポーランド人政策」、
『早稲田大学大学院文学研究科紀要 第4分冊』53巻、2007年

小原淳『フォルクと帝国創設——19世紀ドイツにおけるトゥルネン
運動の史的考察』、彩流社、2011年

加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義——プロイセン農業・土地問
題の史的考察』、勁草書房、1990年

神代光朗「ドイツ社会民主党のポーランド論争(1897年-1913年)に
おけるローザ・ルクセンブルクの立場」、『三田学会雑誌』71巻5号、
1978年、204-224頁

川田順造・福井勝義編『民族とは何か』、岩波書店、1988年

姜尚中『ナショナリズム』、岩波書店、2001年

アーネスト・ゲルナー『民族とナショナリズム』、加藤節監訳、岩波
書店、2000年

ヴェルナー・コンツェ『ドイツ国民の歴史——中世から現代まで、
歴史の成果』、木谷勤訳、創文社、1977年

今野元『マックス・ヴェーバーとポーランド問題——ヴィルヘルム
期ドイツ・ナショナリズム研究序説』、東京大学出版会、2003年

今野元「ハインリヒ・アウグスト・ヴィンクラーと「ナショナリズ
ムの機能」論——研究企画「ドイツにおけるナショナリズム研究」」、

- 『愛知県立大学外国語学部紀要 地域研究・国際学編』第 39 号、2007 年、73-97 頁
- 今野元『多民族国家プロイセンの夢——「青の国際派」とヨーロッパ秩序』、名古屋大学出版会、2009 年
- 佐藤成基『国家の社会学』、青弓社、2014 年
- 佐藤成基「カテゴリーとしての人種、エスニシティ、ネーション——ロジャース・ブルーベイカーの認知的アプローチについて——」、『社会志林』第 64 卷 1 号、2017 年、21-48 頁
- テオドール・シーダー『転換期の国家と社会——19・20 世紀史研究』、岡部健彦訳、創文社、1983 年
- 渋谷聡「近世神聖ローマ帝国をめぐる研究動向——近年のドイツにおける「国家・国民」意識によせて」、『史林』第 89 卷第 1 号、2006 年、109-136 頁
- 杉原達「19 世紀末ドイツのオリエント認識——皇帝のオリエント旅行に関する新聞報道を素材として」、京都大学『経済論叢』136 卷 4 号、1985 年、60-79 頁
- アントニー・D・スミス『ナショナリズムとは何か』、庄司信訳、ちくま学芸文庫、2018 年
- 谷喬夫「プロイセン東部のゲルマン化——ドイツ・オストマルク協会とそのイデオロギー」、『法政理論』第 42 卷第 2 号、2009 年、1-

51 頁

オットー・ダン『ドイツ国民とナショナリズム 1770-1990』、末川清・姫岡とし子・高橋秀寿訳、名古屋大学出版会、1999年

千葉敏之「閉じられた辺境——中世東方植民史研究の歴史と現在」、『現代史研究』第49号、2003年、1-23頁

成瀬治・山田欣吾・木村靖二編『世界歴史体系 ドイツ史 2』、山川出版社、1996年

成瀬治・山田欣吾・木村靖二編『世界歴史体系 ドイツ史 3』、山川出版社、1997年

トーマス・ニッパードイ『ドイツ史を考える』、坂井榮八郎訳、山川出版社、2008年

アンドレアス・ヒルグラーバー「ハンス・デルブリュック」、H.-U. ヴェーラー編『ドイツの歴史家 第3巻』、ドイツ現代史研究会訳、未来社、1983年、7-31頁

ロジャース・ブルーベイカー『フランスとドイツの国籍とネーション——国籍形成の比較歴史社会学』、佐藤成基・佐々木てる監訳、明石書店、2005年

ロジャース・ブルーベイカー『グローバル化する世界と「帰属の政治」——移民・シティズンシップ・国民国家』、佐藤成基・高橋誠一・岩城邦義・吉田公記編訳、明石書店、2016年

ヘルムート・プレスナー『遅れてきた国民——ドイツ・ナショナリズムの精神史』、土屋洋二訳、名古屋大学出版会、1991年

シュテファン＝ルートヴィヒ・ホフマン『市民結社と民主主義 1750-1914』、山本秀行訳、岩波書店、2009年

フリードリッヒ・マイネッケ『世界市民主義と国民国家——ドイツ国民国家発生の研究 I』、矢田俊隆訳、岩波書店、1968年

フリードリッヒ・マイネッケ『世界市民主義と国民国家——ドイツ国民国家発生の研究 II』、矢田俊隆訳、岩波書店、1972年

フリードリヒ・マイネッケ『ドイツの悲劇』、矢田俊隆訳、中公文庫、1974年

松本彰「「ドイツの特殊な道」論争と比較史の方法」、『歴史学研究』第543号、1985年、1-19頁

松本彰「〈ヨーロッパの中のドイツ〉意識の歴史的展開——対西欧・中欧・対南欧」、『西洋史研究』新編第28号、1999年、93-102頁

村上宏昭「教養人、この非政治的なるもの——ドイツ教養理念と第一次世界大戦」、『ゲシヒテ』第2号、2009年、61-74頁

ミヒャエル・ヤイスマン『国民とその敵』、木村靖二編、山川出版社、2007年

山崎時彦編『政治思想史——保守主義の生成と発展』、昭和堂、1983年

フリッツ・K・リンガー『読書人の没落——世紀末から第三帝国までのドイツ知識人』、西村稔訳、名古屋大学出版会、1991年

割田聖史「「境界地域」を叙述する——オストマルク協会編『ドイツのオストマルク』(1913年)を読む」、『群馬大学国際教育・研究センター論集』第9号、2010年、15-32頁

割田聖史『プロイセンの国家・国民・地域——19世紀前半のポーゼン州・ドイツ・ポーランド』、有志舎、2012年

Blanke, Richard, "Bismarck and the Prussian Polish Policies of 1886", *Journal of Modern History*, vol. 45/2, 1973, pp.211-239.

Burleigh, Michael, *Germany Turns Eastwards: A Study of Ostforschung in the Third Reich*, London, 1988.

Dieter Fricke, Werner Fritsch, Herbert Gottwald, Siedfried Schmidt und Manfred Weißbecker(hg.), *Lexikon zur Parteiengeschichte: Die bürgerlichen und Kleibürgerlichen Parteien und Verbände in Deutschland(1789-1945)* Band 1, Köln, 1983.

Dieter Fricke, Werner Fritsch, Herbert Gottwald, Siedfried Schmidt und Manfred Weißbecker(hg.), *Lexikon zur Parteiengeschichte: Die bürgerlichen und Kleibürgerlichen Parteien und Verbände in Deutschland(1789-1945)* Band 2, Köln, 1984.

Dieter Fricke, Werner Fritsch, Herbert Gottwald, Siedfried Schmidt und Manfred Weißbecker(hg.), *Lexikon zur Parteiengeschichte: Die bürgerlichen und Kleinbürgerlichen Parteien und Verbände in Deutschland(1789-1945)* Band 3, Köln, 1985.

Karch, Brendan, *Nation and Loyalty in a German-Polish Borderland: Upper Silesia, 1848-1960*, Cambridge/New York, 2018.

Liulevicius, Vejas Gabriel, *The German Myth of the East: 1800 to the Present*, New York, 2009.

Lüdtke, Christian, *Hans Delbrück und Weimar: Für eine konservative Republik-gegen Kriegsschuldlüge und Dolschstoßlegende*, Göttingen, 2018.

Oldenburg, Jens, *Der Deutsche Ostmarkenverein 1894-1934*, Berlin, 2002.

Riccardo Bavaj and Martina Steber(ed.), *Germany and 'the West': The History of a Modern Concept*, New York/Oxford, 2017.

Schleier, Hans, "Hans Delbrück: Ein politischer Historiker zwischen Preußenlegende, amtlicher Militärgeschichtsschreibung und historischer Realität", in Gustav Seeber(hg.), *Gestalten der Bismarckzeit* Band I, Berlin, 1987, S. 378-403.

Smith, Helmut Walser, *German Nationalism and Religious Conflict:*

Culture, Ideology, Politics, 1870-1914, Princeton, 1995.

Thimme, Annelise, *Hans Delbrück als Kritiker der Wilhelminischen Epoche*, Düsseldorf, 1955.

Tilse, Mark, *Nations in Synthesis: the Ideology and Practices of Transnationalism in the Prussian East, 1871-1914*, Ph.D.thesis, London, 2008.

Wajda, Kayimierz, "Hans Delbrücks Konzept der Polenpolitik und sein Polenbild", in Hans Henning Hahn(hg.), *Stereotyp, Identität und Geschichte: Die Funktion von Stereotypen in gesellschaftlichen Diskursen*, Frankfurt am Main, 2002, S. 305-312.

Winkler, Heinrich August, "Vom linken zum rechten Nationalismus: Der deutsche Liberalismus in der Krise von 1878/79", *Geschichte und Gesellschaft*, 4. Jahrgang, 1978, S. 5-28.

Zahra, Tara, "Imagined Noncommunities: National Indifference as a Category of Analysis", *Slavic Review*, Vol. 69, No. 1, 2010, pp. 93-119.